

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 27 年 10 月

鹿児島県人事委員会



人委第 130 号

平成27年10月8日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一 殿

鹿児島県知事 伊 藤 祐一郎 殿

鹿児島県人事委員会委員長 平 田 浩 和

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第 1	報 告	1
第 1	職員の給与	1
第 2	民間の給与	2
第 3	職員の給与と民間の給与との比較	3
第 4	生計費及び物価	4
第 5	職員と国家公務員との給与比較	4
第 6	人事院の報告及び勧告の概要	5
第 7	職員の給与の改定	5
第 8	人事管理・公務運営の改善	6
第 9	むすび	10
別紙第 2	勸 告	12

参考資料

- 1 職員給与実態調査結果
- 2 職種別民間給与実態調査結果
- 3 生計費関係
- 4 労働経済関係
- 5 人事院の報告及び勧告の概要

報 告

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

第 1 職員の給与

平成27年4月における職員給与の支給状況等について、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、海事職、教育職（一）、教育職（二）、教育職（三）及び公安職の10の給料表の適用を受けている全職員を対象とした「職員給与実態調査」を行った。

調査結果の概要を、全職員と行政職給料表適用職員別に示すと、次表のとおりである。

区 分		全 職 員	行政職給料表 適 用 職 員
人 員		23,272 人	5,541 人
平 均 年 齢		42.9 歳	44.0 歳
平 均 経 験 年 数		20.9 年	22.6 年
学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	72.5 %	61.9 %
	短 大 卒	13.4 %	8.2 %
	高 校 卒	14.0 %	29.6 %
	中 学 卒	0.1 %	0.3 %
性 別 構 成 比	男	66.2 %	77.1 %
	女	33.8 %	22.9 %
平 均 扶 養 親 族 数		1.3 人	1.3 人
平 均 給 与	給 料	362,533 円	336,414 円
	扶 養 手 当	12,506 円	13,396 円
	住 居 手 当	7,632 円	5,502 円
	そ の 他	15,920 円	13,243 円
	合 計	398,591 円	368,555 円

- (注) 1 この表において、本年度の新規学卒の採用者を含むが、再任用職員は含まない。
2 詳細は、参考資料第1表から第14表のとおりである。

第2 民間の給与

1 調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間事業所の従事者の給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間の576事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された135事業所を対象に、人事院と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施した。

これらの事業所において、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の3,614人について、本年4月分として個々の従事者に実際に支払われた給与月額等を実地に調査するとともに、医療関係、教育関係等54職種の798人についても同様の調査を実施した。

また、給与改定の状況についても調査した。

2 調査の実施結果

(本年の給与改定の状況)

本年の民間事業所における給与改定の状況をみると、次表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は21.4% (昨年21.1%)、ベースアップを中止した事業所の割合は10.0% (同15.4%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4% (同0.0%) となっている。

また、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は82.5% (同78.3%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は40.1% (同26.6%)、減額となっている事業所の割合は1.5% (同2.5%) となっている。

その1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	21.4	10.0	0.4	68.2
課長級	19.8	12.1	0.5	67.6

その2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係員	84.6	82.5	40.1	1.5	40.9	2.1	15.4
課長級	83.3	81.6	37.8	1.7	42.1	1.7	16.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第3 職員の給与と民間の給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与が民間の給与を952円（0.26%）下回っていた。

県内民間給与①	職員給与 ②	較 差 ①-② $\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right]$
373,799円	372,847円	952円 (0.26%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、次表のとおり、所定内給与月額4.19月分（昨年4.09月分）となっており、職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数を上回っていた。

区 分		民間事業所の従業員
項 目		
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	322,069円
	上半期 (A2)	324,988円
特別給の支給額	下半期 (B1)	673,706円
	上半期 (B2)	681,266円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$	2.09月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$	2.10月分
年間の支給割合		4.19月分

(注) 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは平成27年2月から7月までの期間をいう。

備 考 職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数は、4.10月である。

第4 生計費及び物価

1 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における鹿児島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ156,460円、182,090円及び207,700円となっている。(参考資料第25表)

2 物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国では0.6%、鹿児島市では1.2%の増となっている。(参考資料第26表)

第5 職員と国家公務員との給与比較

平成26年地方公務員給与実態調査(総務省)によると、平成26年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数*は、国家公務員を100とした場合、97.2となっており、全国の都道府県の中では低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況 (平成26年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	3
100以上102未満	19
98以上100未満	19
98未満	6

鹿児島県	97.2
------	------

都道府県平均指数	99.9
----------	------

※ 全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

第6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月6日、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行ったが、その概要は参考資料61ページ～64ページのとおりである。

第7 職員の給与の改定

1 改定の基本方針

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の従事者の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、2のように取り扱う必要があると判断した。

2 改定すべき事項

(1) 給料表

給料表（教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を除く。）については、人事院勧告の内容に準じて、初任給を2,500円引き上げ、若年層も同程度の改定を行い、その他については1,100円引き上げることを基本として改定する必要がある。

また、教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）については、行政職給料表との均衡を基本に、改定を行う必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.10月）が民間の年間の支給割合（4.19月分）を下回っていることから、期末手当・勤勉手当の支給月数を0.05月ごとの区切りにより定める従来からの考え方に基づき、職員の年間支給月数を4.20月に改定する必要がある。本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、来年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。

また、再任用職員の勤勉手当、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様に改定する必要がある。

(3) 地域手当

地域手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(4) 単身赴任手当

単身赴任手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(5) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

なお、本年は、国家公務員と同様に大半の職員が、4月に実施された給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額を受けており、給料表の引上げ改定を行っても、多くの職員に実際に支給される額は増加せず、民間給与との較差はなお残ることとなる。このような状況を踏まえつつ、地方公務員法の趣旨に即し、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、当該較差を解消するための措置を講ずることが適当との判断には至らず、上記のとおり取り扱うこととした。

職員の給与については、今後とも、国や他の都道府県の動向、民間事業所の従事者の給与水準等を踏まえ、適切に取り扱っていくこととする。

第8 人事管理・公務運営の改善

1 能力及び実績に基づく人事管理

地方公務員について、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることなどを内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行される。

本県においては、各任命権者においてこれまでも人事評価制度が実施されているが、同法の内容を踏まえ、評価の公正性や納得性の確保の観点から、評定者研修の充実や評価結果のフィードバックの実施等を図るとともに、評価結果の任用

への更なる活用や、給与への適切な反映等について具体的な取組を進める必要がある。

また、同法が定める等級別基準職務表の条例化に当たっては、その趣旨や現行の級別標準職務表の内容を踏まえて対応する必要がある。

2 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランス等の観点から積極的に取り組むべき重要な課題であり、各任命権者においては様々な取組を進めてきたところであるが、依然として、職員の超過勤務が長時間に及ぶ所属も一部に見受けられる。

各任命権者においては、引き続き業務執行態勢等の必要な見直しを行うほか、超過勤務等の縮減のための指針を策定している任命権者にあっては同指針に基づく取組の推進に努める必要がある。

また、管理監督職員においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識し、各職員の職務遂行能力や勤務実態の把握に努め、必要な業務指導や業務支援、業務配分の見直しなどの業務管理を適時・適切に行うとともに、事前命令・事後確認の徹底を図ることにより、一層適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。

さらに、職員一人ひとりにおいても、時間やコストに関する意識を高め、職務遂行能力の向上を図りながら、常に計画的・効率的な業務の遂行に努めることが重要である。

学校における教員の勤務時間については、管理監督職員において、勤務時間を超えて長時間に及ぶ業務が予想される場合の事前の申出や「教職員の健康管理のための出退時刻記録システム」等による出退時刻等の記録により、勤務の状況を把握する取組が行われている。今後とも、管理監督職員においては、その取組を進めるとともに、任命権者においては、各学校における勤務の実情把握に努め、適切な勤務環境の確保のための取組を進めていく必要がある。

(2) 健康管理

職員の心身両面における健康の保持・増進は、健康管理という面はもとより、

公務能率の向上という観点からも重要な課題であり、各任命権者においては、健康管理の取組を充実させるとともに、心の健康づくりにおいても、各種研修等の実施や相談体制の充実、休職者等の職場復帰支援など、様々な取組を進めてきたところである。

しかしながら、休職者のうち精神疾患を原因とする者の割合は依然として高い水準で推移しており、各任命権者においては、引き続き、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など、計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要がある。

また、それぞれの過程における取組が円滑に推進されるためには、管理監督職員においては、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努める必要があり、職員一人ひとりにおいても、正しい知識と理解を深め、セルフケアに取り組むことが重要である。

なお、本年12月には改正労働安全衛生法が施行され、「心理的な負担の程度を把握するための検査」（ストレスチェック）の実施が義務化される。各任命権者においては、ストレスチェックの円滑な実施・活用に努め、職場環境の改善やセルフケアの推奨等について更に取組を進めていく必要がある。

(3) ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の職員の人格や尊厳を侵害する行為は、組織の正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に支障を及ぼす要因にもなり得るものである。

このため、各任命権者においては、指針等の策定や相談窓口の設置など、ハラスメントの発生防止や排除のための取組を進めてきたところであるが、働きやすい職場づくりのため、引き続き管理監督職員への研修をはじめ職員への周知・啓発を図るとともに、職員一人ひとりがこうした行為を見過ごさずに向き合うことのできる職場環境の確保に努める必要がある。

(4) 女性の登用の拡大、仕事と生活の両立支援

県行政への女性の参画については、男女共同参画社会実現のために積極的に取り組むべき課題である。

本県においては、これまでも女性職員の登用の拡大に努めてきているが、第2次鹿児島県男女共同参画基本計画なども踏まえながら、更にその取組を進めるとともに、本年9月に女性の職業生活における活躍を推進し豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されたことから、同法に基づく施策の実施に向けた取組を進めていく必要がある。

また、職員が家庭生活における責任を果たしながら、能力を最大限に発揮してその職務を遂行し、仕事と生活の適切な両立を図っていくことは、女性職員の登用をより一層推進していくための環境を整備する上でも、重要な課題となっている。

そうした中、人事院は、各府省に対し、男性職員が育児休業等の両立支援制度を一層活用するための働きかけを行うよう要請するなど、男性職員の両立支援制度の活用促進を図ることとしている。

本県においても、男性職員の両立支援制度の活用促進については、「特定事業主行動計画」に基づき、男性が育児休業などを取得しやすい環境の整備をはじめとした取組がなされているが、今後とも同制度の活用促進が図られるよう更に取り組んでいく必要がある。

また、年次有給休暇の取得についても、年間を通じた計画的・連続的使用の促進など取得しやすい雰囲気醸成や環境整備等により、同計画に掲げた目標に向けて、更に取り組んでいく必要がある。

(5) フレックスタイム制

人事院はこれまで研究職等の一部の国家公務員に適用されてきたフレックスタイム制について、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりや働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、原則として全ての国家公務員を対象に拡充するよう勧告した。

本県においては、フレックスタイム制は導入されていないが、その取扱いについて、国及び他の都道府県の動向等を注視する必要がある。

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」では、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされた。

昨年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律の附則では、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までに人事院の意見の申出を踏まえつつ、雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされている。

人事院においては、引き続き公務内外における高齢期雇用の実情等の把握に努めつつ、各府省において再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるよう取り組むとともに、意見の申出を踏まえ、雇用と年金の接続の推進のため、関連する制度を含め、適切な措置がとられるよう、引き続き必要な対応を行っていくこととしている。

本県においては、定年制度や給与制度は国に準じているところであるが、年金支給開始年齢の引上げを踏まえて雇用と年金の接続が円滑になされるよう、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、本県の実情を踏まえ、検討を進める必要がある。

第9 む す び

国内景気は、一部に鈍い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いているところである。また、県内においても、基調としては緩やかに回復しつつある。

県においては、持続可能な行財政構造を構築するため平成24年3月に策定した行財政運営戦略に基づき、歳入歳出両面にわたる取組が進められているところである。

このような状況の中、行政需要は、複雑、多様化しており、職員にあっては県民の期待と信頼に応えるべく、日々業務に精励しているところであるが、全体の奉仕者として高い使命感と倫理観を持ち、効率的な業務遂行と行政サービスの向上により一層努めることが求められている。

本委員会は、地方公務員法に定める情勢適応の原則を踏まえ、民間並びに国及び他の都道府県との均衡を図ることを基本として、毎年、この報告及び勧告を行っている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の士気を高めるとともに、有為な人材の確保を可能にし、将来にわたって行政運営の安定を図るためにも重要である。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

勸告

別紙第2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについては平成27年12月1日から、1の(2)のイについては平成28年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800

	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
再任用職員以外の職員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300			
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100				
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400				
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600				
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800				
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800				
	94		293,600	341,400						
	95		294,000	341,900						
	96		294,400	342,300						

97		294,600	342,400							
98		294,900	342,900							
99		295,300	343,300							
100		295,700	343,600							
101		295,900	343,900							
102		296,200	344,300							
103		296,600	344,700							
104		296,900	345,100							
105		297,100	345,600							
106		297,400	346,000							
107		297,800	346,400							
108		298,100	346,800							
109		298,300	347,300							
110		298,700	347,700							
111		299,100	348,000							
112		299,400	348,300							
113		299,500	348,800							
114		299,800								
115		300,100								
116		300,500								
117		300,700								
118		300,900								
119		301,200								
120		301,500								
121		301,900								
122		302,100								
123		302,400								
124		302,700								
125		303,000								
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

- 備考1 この表は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 この表は、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。
- 3 この表は、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800

	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
再任用職員以外の職員	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
	69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
	74	260,200	317,400	387,400		
	75	261,600	318,500	388,000		
	76	262,900	319,600	388,700		
77	264,000	320,700	389,400			
78	265,200	321,700	390,000			
79	266,500	322,600	390,600			
80	267,700	323,500	391,200			
81	269,100	324,600	391,800			
82	270,400	325,400	392,400			
83	271,700	326,100	393,000			
84	272,900	326,900	393,600			
85	274,100	327,400	394,100			
86	275,200	327,900	394,600			
87	276,500	328,400	395,100			
88	277,700	328,900	395,800			
89	278,700	329,200	396,200			
90	279,900	329,700				
91	281,100	330,200				
92	282,300	330,700				
93	283,300	331,000				
94	284,300	331,400				
95	285,300	331,900				
96	286,300	332,400				

97	286,900	332,900			
98	287,800	333,400			
99	288,500	333,900			
100	289,400	334,400			
101	290,300	334,900			
102	291,000	335,400			
103	291,700	335,900			
104	292,400	336,400			
105	293,100	336,900			
106	293,600	337,300			
107	294,100	337,800			
108	294,600	338,200			
109	294,800	338,700			
110	295,200	339,100			
111	295,500	339,600			
112	295,800	340,000			
113	296,100	340,500			
114	296,400	340,900			
115	296,700	341,400			
116	297,000	341,800			
117	297,300	342,300			
118	297,700	342,700			
119	298,000	343,100			
120	298,400	343,500			
121	298,700	343,900			
再任用職員	216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、試験場、研究所等で知事の指定するものに勤務する職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、刑事部科学捜査研究所に勤務する職員で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500

	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
再任 用職 員以 外の 職員	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400		
78		475,600	530,300		
79		476,200	531,200		
80		476,700	532,100		
81		477,300	532,900		
82		477,800	533,800		
83		478,300	534,700		
84		478,800	535,600		
85		479,200	536,400		
86		479,800	537,300		
87		480,200	538,200		
88		480,700	539,100		
89		481,200	539,900		
90		481,800			
91		482,400			
92		482,800			
93		483,300			
94		483,900			
95		484,500			
96		485,100			

	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800

	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
再任用職員以外の職員	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700			
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200			
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500			
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000			
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400			
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800			
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200			
86		288,300	324,200	345,100				
87		288,500	324,400	345,400				
88		288,700	324,800	345,700				
89		289,100	325,200	346,100				
90		289,300	325,600	346,400				
91		289,500	326,000	346,800				
92		289,700	326,400	347,100				
93		290,100	326,700	347,500				
94		290,300	326,900	347,800				
95		290,500	327,300	348,100				
96		290,800	327,600	348,400				

97		291,200	327,800	348,700			
98		291,500	328,100	349,100			
99		291,700	328,400	349,500			
100		292,000	328,700	349,900			
101		292,300	328,900	350,400			
102		292,500	329,200	350,800			
103		292,700	329,600	351,200			
104		293,000	329,800	351,600			
105		293,300	329,900	352,100			
106			330,200				
107			330,600				
108			330,800				
109			331,000				
110			331,400				
111			331,800				
112			332,200				
113			332,400				
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

- 備考 1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。
- 2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500

	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
再任 用職 員以 外の 職員	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700		
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100		
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600		
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000		
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400		
94	280,400	313,800	347,200	365,200			
95	281,300	314,500	347,900	365,600			
96	282,300	315,100	348,500	365,900			

97	283,200	315,800	348,900	366,500
98	284,000	316,100	349,300	367,000
99	284,600	316,700	349,800	367,500
100	285,500	317,400	350,200	368,000
101	286,300	317,800	350,700	368,600
102	287,100	318,400	351,100	369,100
103	287,900	319,000	351,600	369,600
104	288,700	319,600	352,000	370,000
105	289,400	320,000	352,300	370,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100
107	290,400	321,000	353,200	371,600
108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		
135	299,200	329,800		
136	299,500	330,200		
137	299,700	330,500		
138	300,000	330,900		
139	300,400	331,300		
140	300,700	331,700		
141	300,900	332,000		
142	301,300	332,400		
143	301,700	332,700		
144	302,000	333,100		
145	302,100	333,400		
146	302,400	333,800		
147	302,700	334,200		
148	303,100	334,600		

149	303,300	334,900					
150	303,500	335,300					
151	303,800	335,700					
152	304,100	336,100					
153	304,500	336,400					
154	304,700						
155	304,900						
156	305,200						
157	305,500						
158	305,800						
159	306,100						
160	306,400						
161	306,800						
162	307,100						
163	307,400						
164	307,700						
165	308,100						
166	308,400						
167	308,700						
168	309,000						
169	309,400						
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警務部厚生課に勤務する保健師に適用する。

海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	143,400	168,200	221,800	265,800	314,900	352,400
	2	144,400	170,500	223,900	267,600	316,900	354,700
	3	145,500	172,900	225,900	269,400	319,000	357,000
	4	146,500	175,200	228,000	271,200	321,200	359,500
	5	147,500	177,600	230,000	272,500	323,400	361,800
	6	148,800	180,100	232,100	274,400	325,300	364,900
	7	150,100	182,500	234,200	276,200	327,000	368,100
	8	151,400	185,100	236,300	278,000	328,700	371,100
	9	152,500	187,300	238,500	279,500	330,400	374,000
	10	154,000	189,700	240,400	282,000	332,800	377,100
	11	155,600	192,100	242,300	284,200	335,100	380,200
	12	157,100	194,600	244,200	286,400	337,600	383,300
	13	158,400	197,100	246,100	289,000	339,800	386,200
	14	159,900	199,700	248,000	291,600	342,100	388,900
	15	161,400	202,400	249,900	293,800	344,600	391,700
	16	163,000	205,000	251,800	296,200	347,000	394,400
	17	164,400	207,400	253,500	298,600	349,400	397,300
	18	166,100	210,100	255,400	300,800	351,900	399,300
	19	167,800	212,800	257,300	303,000	354,300	401,300
	20	169,500	215,500	259,200	305,300	356,800	403,400
	21	171,100	218,100	260,700	307,300	359,200	405,100
	22	173,100	219,700	262,300	308,500	361,600	407,100
	23	175,000	221,300	263,800	309,700	363,800	409,000
	24	176,900	222,900	265,300	310,900	366,200	411,000
	25	178,600	224,400	266,800	312,200	368,500	412,700
	26	180,400	225,900	268,400	313,900	370,900	414,300
	27	182,200	227,400	269,800	315,400	373,300	416,100
	28	184,000	228,700	271,300	317,000	375,600	417,800
	29	185,600	230,300	272,700	318,500	377,800	419,000
	30	187,700	231,400	274,100	320,100	379,900	420,600
	31	189,800	232,500	275,500	321,800	382,100	422,100
	32	191,900	233,600	276,700	323,500	384,200	423,700
	33	193,800	234,800	277,800	325,100	386,100	425,300
	34	195,700	235,700	279,200	326,700	387,900	426,600
	35	197,600	236,600	280,400	328,000	389,600	427,900
	36	199,500	237,500	281,700	329,600	391,400	429,100
	37	201,300	238,300	282,800	331,100	393,200	430,300
	38	202,900	239,100	284,000	332,700	394,600	431,300
	39	204,500	239,900	284,900	334,300	396,100	432,300
	40	206,100	240,800	285,900	335,800	397,600	433,300

	41	207,500	241,800	287,000	337,300	398,400	433,700
	42	209,100	242,700	288,000	338,800	399,700	434,300
	43	210,700	243,600	288,900	340,300	400,900	435,000
	44	212,300	244,500	289,700	341,800	402,300	435,700
	45	213,700	245,300	290,700	343,300	403,700	436,300
	46	215,000	246,200	291,900	344,700	405,100	436,600
	47	216,200	247,000	293,100	346,100	406,500	437,200
	48	217,500	247,900	294,500	347,500	407,800	437,800
	49	218,900	248,300	295,900	348,600	409,100	438,300
	50	220,100	249,000	297,000	350,000	410,000	439,000
	51	221,300	249,600	298,100	351,500	410,900	439,700
	52	222,400	250,200	299,200	352,900	411,800	440,400
	53	223,700	250,500	300,300	354,300	412,000	441,000
	54	225,000	251,100	301,300	355,700	412,400	441,700
	55	226,200	251,600	302,400	357,000	412,900	442,400
	56	227,400	252,300	303,400	358,400	413,400	443,000
	57	228,500	252,600	304,600	359,300	413,800	443,400
	58	229,700	253,300	305,700	360,500	414,000	444,100
	59	230,900	253,900	306,800	361,600	414,600	444,800
	60	232,100	254,500	307,900	362,900	415,100	445,500
再任 用職 員以 外の 職員	61	233,300	255,100	308,700	364,000	415,600	445,900
	62	234,400	255,700	309,400	364,600	416,200	446,200
	63	235,300	256,200	310,200	365,100	416,800	446,500
	64	236,400	256,800	311,000	365,700	417,400	446,800
	65	237,000	257,300	311,500	366,100	418,000	447,000
	66	238,000	257,700	312,200	366,600	418,600	447,300
	67	238,800	258,000	312,900	367,100	419,100	447,600
	68	239,900	258,500	313,500	367,600	419,700	447,900
	69	240,900	258,800	314,300	367,800	420,300	448,100
	70	241,700			368,100	420,800	448,400
	71	242,500			368,500	421,400	448,700
	72	243,400			368,800	422,000	448,900
	73	244,200			369,300	422,500	449,100
	74	244,900			369,500	423,100	
	75	245,500			370,000	423,600	
	76	246,100			370,500	424,200	
	77	246,400			371,000	424,700	
	78	247,000			371,500	425,300	
79	247,600			372,000	426,000		
80	248,300			372,500	426,600		
81	248,900			373,000	426,900		
82	249,300			373,400	427,500		
83	249,600			373,900	428,200		
84	250,100			374,400	428,800		
85	250,400			374,800	429,200		
86				375,300	429,700		
87				375,700	430,400		
88				376,200	431,100		
89				376,700	431,300		
90				377,200			
91				377,700			
92				378,200			
93				378,500			
94				378,900			
95				379,400			
96				379,800			

	97				380,300		
	98				380,600		
	99				381,100		
	100				381,500		
	101				382,100		
再任用職員		213,900	219,100	249,100	278,500	319,200	348,000

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、知事が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用する。

3 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警察本部長が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長及び機関士に適用する。

教育職給料表

ア 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	210,000	270,700	318,100	403,400
	2	212,200	273,700	321,000	405,700
	3	214,400	276,500	324,100	408,100
	4	216,600	279,300	327,200	410,600
	5	218,700	282,200	330,400	413,000
	6	220,900	284,700	333,200	415,500
	7	223,100	286,900	336,000	417,900
	8	225,200	289,300	338,700	420,400
	9	227,500	292,000	341,700	422,300
	10	229,900	294,500	344,800	424,800
	11	232,300	296,900	347,900	427,200
	12	234,700	299,500	351,200	429,600
	13	237,000	302,000	354,300	431,300
	14	239,400	304,000	356,400	433,500
	15	241,800	306,100	358,800	435,700
	16	244,200	308,200	361,400	438,000
	17	246,300	310,400	364,000	440,300
	18	249,400	312,600	366,200	442,700
	19	252,500	314,700	368,500	445,000
	20	255,600	316,700	370,700	447,400
	21	258,500	318,800	372,800	449,500
	22	261,500	321,400	374,900	451,800
	23	264,400	324,000	377,000	454,200
	24	267,300	326,800	379,100	456,500
	25	270,100	329,100	380,900	458,500
	26	272,700	331,300	382,700	460,700
	27	275,200	333,600	384,600	462,800
	28	277,900	336,100	386,500	465,000
	29	280,800	338,500	388,500	467,100
	30	283,200	340,700	390,200	469,400
	31	285,400	342,800	391,900	471,600
	32	287,800	344,900	393,600	473,700
	33	290,400	347,100	395,400	475,600
	34	292,600	349,400	397,200	477,700
	35	295,100	351,700	398,800	480,000
	36	297,500	353,900	400,600	482,200
	37	300,000	355,900	401,900	484,300
	38	301,700	357,900	403,500	486,300
	39	303,500	360,000	405,100	488,200
	40	305,200	361,900	406,700	490,100

	41	307,100	363,900	408,000	492,100
	42	308,100	365,800	409,600	494,000
	43	309,000	367,600	411,100	495,700
	44	309,900	369,400	412,700	497,600
	45	310,900	371,400	414,100	499,500
	46	312,000	373,200	415,700	501,300
	47	313,100	374,800	417,100	503,100
	48	314,200	376,600	418,700	505,000
	49	315,200	378,500	420,100	506,700
	50	316,300	380,100	421,400	508,400
	51	317,200	381,900	422,700	510,200
	52	318,200	383,600	424,000	512,100
	53	319,400	384,900	424,700	513,700
	54	320,400	386,400	425,700	515,300
	55	321,500	387,800	426,600	517,000
	56	322,500	389,400	427,500	518,600
	57	323,600	390,800	428,400	520,200
	58	324,700	392,200	429,300	521,500
	59	325,800	393,500	430,200	522,800
	60	326,800	395,000	431,100	524,000
再任用職員以外の職員	61	327,900	396,300	432,000	525,200
	62	328,900	397,700	432,900	526,200
	63	330,000	399,200	433,900	527,200
	64	331,100	400,700	435,000	528,200
	65	332,000	401,700	435,900	528,800
	66	333,100	402,800	436,900	529,700
	67	334,000	403,800	437,900	530,600
	68	335,100	404,900	438,800	531,500
	69	336,000	405,900	439,800	532,400
	70	337,100	406,800	440,800	533,200
	71	338,100	407,600	441,700	533,900
	72	339,200	408,400	442,700	534,400
	73	339,800	409,200	443,700	535,100
	74	340,800	410,100	444,600	535,600
	75	341,800	410,900	445,500	536,400
	76	342,800	411,700	446,500	537,000
	77	343,800	412,400	447,300	537,500
	78	344,800	412,800	447,800	
79	345,700	413,100	448,500		
80	346,600	413,400	449,100		
81	347,600	413,700	449,900		
82	348,600	414,000	450,600		
83	349,600	414,200	450,900		
84	350,600	414,500	451,500		
85	351,200	414,800	451,900		
86	351,800	415,100	452,200		
87	352,400	415,400	452,500		
88	353,000	415,700	452,800		
89	353,600	415,900	453,100		
90	354,000	416,200			
91	354,400	416,500			
92	354,900	416,800			
93	355,400	417,000			
94	355,800	417,300			
95	356,300	417,600			
96	356,800	417,900			

97	357,400	418,100		
98	357,900	418,400		
99	358,300	418,700		
100	358,800	418,900		
101	359,200	419,100		
102	359,700	419,400		
103	360,000	419,700		
104	360,500	419,900		
105	361,000	420,100		
106	361,400			
107	361,900			
108	362,400			
109	362,800			
110	363,300			
111	363,800			
112	364,200			
113	364,600			
114	365,000			
115	365,500			
116	365,900			
117	366,300			
118	366,700			
119	367,200			
120	367,600			
121	367,900			
122	368,300			
123	368,800			
124	369,100			
125	369,500			
126	370,000			
127	370,500			
128	370,900			
129	371,300			
再任用職員	281,600	292,600	314,500	398,500

備考 この表は、県立短期大学に勤務する教育職員に適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	399,100	
	39	224,600	280,000	400,500	
	40	226,400	282,000	401,900	

	41	228,100	283,900	403,600
	42	229,800	286,400	405,000
	43	231,400	288,700	406,300
	44	233,000	291,200	407,800
	45	234,600	293,400	409,400
	46	236,000	295,900	410,700
	47	237,300	298,300	412,200
	48	238,600	301,000	413,800
	49	240,100	303,400	415,500
	50	241,600	305,800	416,900
	51	242,800	308,300	418,500
	52	244,300	310,700	420,000
	53	245,600	313,100	421,700
	54	246,800	315,300	423,200
	55	248,200	317,400	424,800
	56	249,400	319,600	426,400
	57	250,700	321,900	427,900
	58	251,800	324,000	429,400
	59	253,000	326,200	430,600
	60	254,200	328,200	431,800
再任 用職 員以 外の 職員	61	255,500	330,400	433,000
	62	256,900	332,500	434,300
	63	258,300	334,700	435,600
	64	259,500	336,900	436,800
	65	260,900	338,800	438,000
	66	262,400	341,000	439,200
	67	264,000	343,100	440,400
	68	265,700	345,300	441,600
	69	267,200	347,300	442,800
	70	268,600	349,200	444,000
	71	270,000	351,300	445,200
	72	271,500	353,300	446,400
	73	272,600	355,100	447,500
	74	274,000	357,000	448,100
	75	275,400	358,800	448,600
	76	276,700	360,700	449,100
77	278,100	362,600	449,600	
78	279,300	364,300		
79	280,500	366,000		
80	281,700	367,600		
81	282,900	369,100		
82	284,100	370,600		
83	285,300	372,100		
84	286,500	373,500		
85	287,700	374,600		
86	288,800	376,000		
87	290,000	377,400		
88	291,200	378,700		
89	292,400	380,000		
90	293,500	381,300		
91	294,700	382,500		
92	295,900	383,800		
93	296,700	385,100		
94	297,700	386,200		
95	298,800	387,500		
96	300,000	388,700		

97	301,000	390,100
98	302,100	391,100
99	303,100	392,200
100	304,200	393,200
101	305,100	394,100
102	306,200	395,100
103	307,300	396,200
104	308,300	397,300
105	308,900	398,000
106	309,800	398,900
107	310,600	399,800
108	311,400	400,700
109	312,300	401,500
110	312,700	402,400
111	313,100	403,200
112	313,600	404,000
113	314,200	404,600
114	314,600	405,300
115	315,100	406,000
116	315,600	406,700
117	316,200	407,300
118	316,700	407,800
119	317,100	408,200
120	317,600	408,600
121	318,100	409,000
122	318,500	409,300
123	319,000	409,600
124	319,500	409,800
125	320,100	410,000
126	320,400	410,300
127	320,700	410,600
128	321,000	410,800
129	321,200	411,000
130	321,500	411,300
131	321,800	411,600
132	322,100	411,800
133	322,300	412,000
134	322,500	412,300
135	322,700	412,600
136	323,000	412,800
137	323,300	413,000
138	323,500	413,300
139	323,800	413,600
140	324,100	413,800
141	324,300	414,000
142	324,500	414,300
143	324,800	414,600
144	325,000	414,800
145	325,300	415,000
146	325,500	
147	325,800	
148	326,100	

	149	326,300			
	150	326,500			
	151	326,800			
	152	327,100			
	153	327,300			
再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000

- 備考1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	169,500	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	368,200	
	39	223,800	253,100	369,800	
	40	225,500	255,500	371,400	

	41	227, 100	258, 200	372, 700
	42	228, 800	260, 600	374, 100
	43	230, 400	262, 800	375, 500
	44	232, 000	265, 000	377, 000
	45	233, 700	267, 200	378, 500
	46	235, 200	269, 400	380, 100
	47	236, 600	271, 600	381, 700
	48	238, 000	273, 700	383, 200
	49	239, 400	276, 000	384, 600
	50	240, 800	278, 000	386, 100
	51	242, 300	280, 000	387, 600
	52	243, 500	282, 000	389, 000
	53	244, 700	283, 900	390, 200
	54	246, 100	286, 400	391, 500
	55	247, 400	288, 700	392, 600
	56	248, 600	291, 200	393, 700
	57	249, 900	293, 400	395, 100
	58	251, 100	295, 900	396, 300
	59	252, 200	298, 300	397, 500
	60	253, 400	301, 000	398, 800
再任	61	254, 800	303, 400	400, 000
用職	62	256, 100	305, 800	401, 000
員以	63	257, 300	308, 300	402, 400
外の	64	258, 300	310, 700	403, 700
職員	65	259, 300	313, 100	404, 900
	66	260, 700	315, 300	406, 000
	67	262, 200	317, 400	407, 200
	68	263, 700	319, 600	408, 300
	69	265, 300	321, 900	409, 300
	70	266, 800	324, 000	410, 500
	71	268, 300	326, 200	411, 700
	72	269, 800	328, 200	412, 900
	73	271, 000	330, 400	413, 500
	74	272, 200	332, 500	414, 300
	75	273, 500	334, 700	415, 000
	76	274, 800	336, 900	415, 500
	77	276, 200	338, 700	415, 800
	78	277, 300	340, 600	416, 200
	79	278, 500	342, 500	416, 600
	80	279, 700	344, 300	417, 000
	81	281, 000	346, 100	417, 300
	82	281, 900	347, 900	417, 700
	83	283, 100	349, 600	418, 100
	84	284, 300	351, 400	418, 400
	85	285, 300	352, 800	418, 700
	86	286, 200	354, 400	419, 100
	87	287, 200	355, 900	419, 500
	88	288, 200	357, 400	419, 800
	89	289, 300	358, 800	420, 100
	90	290, 200	360, 100	420, 400
	91	291, 100	361, 500	420, 700
	92	292, 000	362, 900	420, 900
	93	292, 500	364, 400	421, 100
	94	293, 200	365, 700	
	95	293, 900	367, 000	
	96	294, 700	368, 200	

97	295,500	369,200
98	296,300	370,200
99	297,100	371,200
100	297,800	372,200
101	298,700	373,100
102	299,200	374,100
103	299,700	375,100
104	300,200	376,100
105	300,400	376,900
106	300,800	377,800
107	301,100	378,700
108	301,300	379,700
109	301,500	380,500
110	301,700	381,500
111	302,000	382,500
112	302,300	383,500
113	302,500	384,100
114	302,700	385,000
115	302,900	385,900
116	303,200	386,800
117	303,500	387,600
118	303,800	388,300
119	304,100	389,100
120	304,400	389,900
121	304,500	390,500
122	304,700	391,300
123	305,000	392,000
124	305,300	392,700
125	305,500	393,300
126		394,000
127		394,500
128		395,100
129		395,800
130		396,400
131		396,900
132		397,400
133		397,700
134		398,000
135		398,300
136		398,600
137		398,900
138		399,200
139		399,500
140		399,800
141		400,100
142		400,400
143		400,700
144		401,000
145		401,200
146		401,500
147		401,800
148		402,000

	149		402,200		
	150		402,500		
	151		402,800		
	152		403,000		
	153		403,200		
	154		403,500		
	155		403,800		
	156		404,000		
	157		404,200		
再任用職員		224,000	269,900	323,200	404,000

- 備考1 この表は、小学校又は中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300

	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
再任用職員以外の職員	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		
	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400		
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700		
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000		
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300		
	85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500		
	86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300			
	87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600			
	88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800			
	89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000			
	90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300			
	91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600			
	92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800			
	93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000			
	94	299,400	323,000	349,400	383,000					
	95	300,500	324,400	350,900	383,600					
	96	301,800	325,700	352,400	384,100					

97	302,900	326,900	353,700	384,500					
98	304,100	328,200	354,900	384,900					
99	305,300	329,500	356,000	385,500					
100	306,500	330,800	357,200	386,000					
101	307,700	332,200	358,300	386,400					
102	308,700	333,100	359,400	386,900					
103	309,800	334,200	360,500	387,500					
104	310,800	335,400	361,700	388,000					
105	311,600	336,500	362,900	388,300					
106	312,200	337,600	363,400	388,700					
107	312,800	338,600	364,000	389,200					
108	313,500	339,700	364,600	389,500					
109	314,000	340,900	365,200	389,800					
110	314,500	341,900	365,700	390,300					
111	315,000	342,900	366,200	390,800					
112	315,600	343,800	366,700	391,300					
113	316,400	344,700	367,100	391,600					
114	317,100	345,600	367,500	392,100					
115	317,800	346,600	368,100	392,600					
116	318,500	347,600	368,600	393,100					
117	319,100	348,600	369,000	393,400					
118	319,900	349,100	369,500	393,900					
119	320,600	349,700	370,100	394,400					
120	321,400	350,300	370,600	394,900					
121	322,000	350,600	370,700	395,300					
122	322,300	351,000	371,300	395,800					
123	322,800	351,500	371,800	396,200					
124	323,300	351,900	372,200	396,700					
125	323,600	352,300	372,700	397,100					
126		352,700	373,200						
127		353,200	373,700						
128		353,600	374,200						
129		354,000	374,500						
130		354,400	375,000						
131		354,800	375,500						
132		355,200	376,000						
133		355,400	376,300						
134		355,900	376,800						
135		356,300	377,200						
136		356,600	377,600						
137		356,900	377,900						
138		357,300	378,400						
139		357,800	378,900						
140		358,300	379,400						
141		358,600	379,700						
142		359,100							
143		359,600							
144		360,100							
145		360,400							
再任用職員	240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

参 考 资 料

資 料 目 次

1 職員給与実態調査結果

平成27年職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員	3
第3表 職員の平均給与月額	4
第4表 職員の扶養親族数別人員	4
第5表 職員の住居手当の支給状況	5
第6表 職員の通勤手当の支給状況	5
第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	6
第8表 職員の地域手当の支給状況	6
第9表 職員の単身赴任手当の支給状況	7
第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員	8
第11表 職員の給料表別，学歴別，年齢別人員及び平均給料月額	28
第12表 再任用職員の給料表別，級別人員	38
第13表 職員の平均年齢の推移（全職員）	39
第14表 年齢階層別人員構成比（平成27年と平成17年の比較）全職員	39

2 職種別民間給与実態調査結果

平成27年職種別民間給与実態調査の概要	40
第15表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数	41
第16表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給	41
第17表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等	42
第18表 県内民間における初任給の改定状況	52
第19表 県内民間における定期昇給制度の状況	52
第20表 県内民間における家族手当の支給状況	53
第21表 県内民間における住宅手当の支給状況	54
第22表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	54
第23表 県内民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	55
第24表 県内民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の状況	55

3 生計費関係

平成27年4月の標準生計費算定方法	56
第25表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費 （参考）費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）	57

4 労働経済関係

第26表 労働経済指標	58
-------------	----

5 人事院の報告及び勧告の概要

61

1 職員給与実態調査結果

平成27年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成27年4月における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

平成27年4月1日に在職する職員で、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である。

したがって、単純労務職員、企業職員及び特別職の職員は含まれない。

なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外している。

- ア 臨時的任用職員
- イ 在籍専従休職中の職員
- ウ 無給出向中の職員
- エ 無給派遣中の職員
- オ 育児短時間勤務職員

(3) 調査の内容

平成27年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

(4) その他

構成比については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	人員	構成比	平均年齢	平均経験年数
全給料表	23,272人	100.0%	42.9歳	20.9年
行政職給料表	5,541	23.8	44.0	22.6
研究職給料表	260	1.1	44.6	21.9
医療職給料表(一)	39	0.2	41.9	16.8
医療職給料表(二)	296	1.3	43.4	19.6
医療職給料表(三)	127	0.5	42.4	20.2
海事職給料表	62	0.3	43.6	22.9
教育職給料表(一)	42	0.2	49.4	24.6
教育職給料表(二)	3,588	15.4	42.6	19.8
教育職給料表(三)	10,309	44.3	43.8	21.4
公安職給料表	3,008	12.9	37.8	17.1

- (注) 1 「医療職給料表(二)」には、鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年鹿児島県条例第29号)第3条第1項第2号の「医療職給料表」を含む。(以下、各表について同じ。)
- 2 「医療職給料表(三)」には、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号)第3条第1項第4号の「医療職給料表」を含む。(以下、各表について同じ。)
- 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第12表を除き、第14表まで同じ。)
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の適用を受ける者はいない。

第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員

単位：人

区分 給料表	人員	学歴別人員構成				性別人員構成	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(100.0) 23,272	(72.5) 16,870	(13.4) 3,117	(14.0) 3,262	(0.1) 23	(66.2) 15,401	(33.8) 7,871
行政職給料表	(100.0) 5,541	(61.9) 3,430	(8.2) 454	(29.6) 1,639	(0.3) 18	(77.1) 4,272	(22.9) 1,269
研究職給料表	(100.0) 260	(98.8) 257	(0.8) 2	(0.4) 1	(-) -	(88.8) 231	(11.2) 29
医療職給料表（一）	(100.0) 39	(100.0) 39	(-) -	(-) -	(-) -	(92.3) 36	(7.7) 3
医療職給料表（二）	(100.0) 296	(89.5) 265	(10.5) 31	(-) -	(-) -	(68.6) 203	(31.4) 93
医療職給料表（三）	(100.0) 127	(94.5) 120	(5.5) 7	(-) -	(-) -	(0.8) 1	(99.2) 126
海事職給料表	(100.0) 62	(12.9) 8	(27.4) 17	(51.6) 32	(8.1) 5	(100.0) 62	(-) -
教育職給料表（一）	(100.0) 42	(97.6) 41	(2.4) 1	(-) -	(-) -	(71.4) 30	(28.6) 12
教育職給料表（二）	(100.0) 3,588	(90.4) 3,247	(7.8) 280	(1.7) 61	(-) -	(62.7) 2,249	(37.3) 1,339
教育職給料表（三）	(100.0) 10,309	(77.5) 7,989	(22.5) 2,319	(0.0) 1	(-) -	(53.5) 5,511	(46.5) 4,798
公安職給料表	(100.0) 3,008	(49.0) 1,474	(0.2) 6	(50.8) 1,528	(-) -	(93.3) 2,806	(6.7) 202

(注) 1 ()内の数字は，構成比(%)である。

2 学歴区分は，給与決定上の学歴である。(以下，第11表について同じ。)

第3表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	平成27年	平成26年	平成27年	平成26年
給料	円 336,414	円 338,729	円 362,533	円 362,351
扶養手当	13,396	13,810	12,506	12,613
住居手当	5,502	5,334	7,632	7,667
その他	13,243	12,920	15,920	15,335
合計 (平均給与月額)	368,555	370,793	398,591	397,966

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替え又は平成27年切替えに伴う経過措置額を含む。
2 その他は、地域手当、初任給調整手当及び特地勤務手当等である。

第4表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	人 3,581	人 2,242	人 1,222	人 117
2人	4,099	2,227	4,043	72
3人	3,787	3,060	3,782	36
4人	1,475	1,399	1,475	38
5人	193	185	193	17
6人以上	24	24	24	3
計	13,159	9,137	10,739	283

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 平均扶養親族数は、全職員1人当たり1.3人、行政職給料表適用職員1人当たり1.3人である。
3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,116円（平均扶養親族数は2.3人）である。

第5表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	7,112 ^人	100.0 [%]
手当月額11,000円未満の受給者	45	0.6
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	3,437	48.3
手当月額27,000円の受給者	3,630	51.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	24,832 ^円	

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	76 ^人	13,028 ^円

第6表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	16,476 ^人	(100.0) [%]
交通機関等のみを利用する者	524	(3.2) 2.3
交通用具のみを使用する者	15,645	(95.0) 67.2
交通機関等と交通用具を併用する者	307	(1.9) 1.3
非 受 給 者	6,796	29.2
総 職 員	23,272	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	12,486 ^円	

第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区 分 部 局		第1	第2	第3	第4	第5	第6	受給者計
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	
各部局における代表的な職	知事部局	部 長	次 長	課 長				
	教育部局			校 長 特大規模校	校 長 大規模校	校 長 大規模校	教 頭 大規模校 事務長 課長級	教 頭 事務長 課長補佐級
	公安部局		部 長 大規模 警察署長	課 長 警察署長 大規模 警察副署長				
受給者数		人 29	人 92	人 529	人 86	人 804	人 753	人 2,293

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 55,622
------------------	-------------

第8表 職員の地域手当の支給状況

区 分	地域手当									
	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	医師等	非支給地
人 員	人 23,272	人 32	人 11	人 0	人 0	人 4	人 2	人 1	人 33	人 23,189
構 成 比	% 100.0	% 0.2	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.2	% 99.6
平均手当月額	円 236	円 62,053	円 60,578	円 —	円 —	円 39,127	円 11,422	円 7,296	円 78,673	円 —

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満
受給者	人 591	人 228	人 99	人 2	人 216	人 89

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計
	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 69	人 9	人 6	人 0	人 0	人 1,309

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 37,112
------------------	-------------

第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		12	4						
2		2							
3		2							
4		8	4						1
5	4	87	18						
6	2	2	4						
7		4	2				1		
8	16	1	7						
9	4	55	45			1	1		
10	1	2	4						1
11		7	1						2
12	8	7	9						
13	12	52	32						5
14		4	7						3
15	2	10	3						
16	17	15	1						
17	6	30	27					1	
18	3	5	18						
19	2	6	9						
20	17	5	10					6	1
21	2	20	7						
22		2	17			1			
23	54	5	23			1		2	
24	12	2	12					1	
25	40	12	7	1				3	
26	22		17	1				3	1
27	11	3	18	3				11	
28	36	2	34	1				4	
29	12	2	13					2	
30	26		22	1					
31	19	1	14	1			3	3	
32	22		23				20		
33	8		14						
34	4	1	17	4					
35	2	1	33	2			3		
36	1		27	1			5		
37	4		29	1			8		
38			18	5			1		
39	3	1	38	5			2		
40			27	6			5		
41	2		26				5		
42			17	5			1		
43			38	4			4		
44			37	6					
45	2		36	10					
46			27	11					
47			25	7					
48			43	11		1			
49	2		31	4					
50			31	12		8			
51			25	14		84			
52			42	29		1			
53			34	46					
54			52	17		2			
55			33	26		35			
56			38	19		4			
57			20	16					
58			37	15		3			
59			17	27		20			
60			31	5		2			
61			39	8		2			
62			26	3	2	2			
63			23	16		2			
64			34	6	2	1			
65			26	5	1	34			
66			23	4	4	5			
67			25	4		11			
68			5	3	12	2			
69			19	21	7	32			
70			18	41	7	9			
71			16	33	5	14			
72			4	64	12	4			
73			10	34	3	37			
74			7	35	10	8			
75			6	33	48	8			
76			4	60	7	4			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人 1	人	人	人	人	人	人	人	人
78			14	36	18	72			
79			23	55	8				
80			22	29	10				
81			11	72	7				
82			16	34	35				
83			11	58	4				
84			25	57	8				
85	1		11	31	9				
86			16	45	346				
87			7	28					
88			10	35					
89			9	35					
90			4	40					
91			5	54					
92			2	27					
93			2	44					
94			2	450					
95			4						
96			4						
97			5						
98			4						
99			1						
100			5						
101			2						
102			1						
103			4						
104			4						
105			4						
106			1						
107									
108			5						
109			5						
110			3						
111			2						
112			3						
113			108						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	380	368	1,893	1,816	565	410	59	36	14

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給を示した。(以下、第10表の各表について同じ。)

適用職員数	5,541人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2		2	1		
3					
4		1			
5			3		
6					
7					
8		3			
9		3	2		
10					
11					
12		4			
13			1		
14		2			
15					
16		5			
17					
18					
19		1	1		
20		5			
21			2		
22		1			
23					
24		3		1	
25			5		
26			1		1
27			1	1	
28		3			
29			1		
30				1	1
31					7
32		1			1
33			1		4
34					
35					1
36				1	
37				1	
38			1		3
39				1	
40			1	2	4
41			5	2	1
42			2	2	
43			2	3	2
44			1	3	
45				1	
46			4	3	
47				3	
48			1	4	
49			2	2	
50			5	4	
51			2	3	
52			3	3	
53			1	2	
54			2	1	
55			1	3	
56			1	2	
57				6	
58			1	6	
59				3	
60				5	
61			1	10	
62			1	2	
63			2	6	
64				3	
65				1	
66			2		
67				4	
68			1	4	
69				2	
70			2	1	
71				2	
72				6	
73				25	
74			1		
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78					
79					
80			1		
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		34	66	135	25

適用職員数	260人
-------	------

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16	1			
17				
18				
19				
20	2	1		
21				
22				
23				
24	2	2		
25	1			
26				
27				
28	1	2		
29				
30				
31			1	
32	2	1		
33				
34				
35				
36	2			
37				
38				
39				
40	1			1
41				1
42				
43				
44				1
45				1
46				2
47				
48				1
49				
50				
51				1
52				
53			1	1
54				2
55				
56				1
57				1
58				
59				
60				
61				1
62				
63				
64				
65				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	15	7	1	16

適用職員数	39人
-------	-----

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2		人			2		
3							
4				1			
5			4	1			
6				7			
7			1				
8		1		1			
9			3	4			
10			2				
11			1	2			
12			8	1			
13			2	4			
14				1			
15			1	1			
16			1				
17		11		6			
18							
19							
20				2			
21				3			
22				1			
23		1		1			
24				3			
25				1			
26			1				2
27							2
28							4
29				1			5
30							2
31				1			2
32				1			
33				3	3		2
34				1			1
35					3		1
36							
37				4	1	1	
38				2	1		1
39					1	1	
40				2	1	2	1
41				2	1	4	
42				2	2	1	
43				1	2	2	
44				3		2	
45				4		2	
46				2		2	
47				1	1	3	
48				1		1	
49				3			
50				3	1	1	
51				1	5	1	
52				1	1		
53				1		1	
54				1	1	1	
55				1	1	5	
56						3	
57						4	
58						3	
59					6	4	
60				2	1	4	
61			1		2	2	
62				1		1	
63				1	2	4	
64				1	1	1	
65				1		4	
66					3		
67				1	2		
68				1			
69		1			3		
70				1	2		
71							
72					2		
73					1		
74							
75					1		
76					1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78					1		
79					2		
80							
81					1		
82							
83					2		
84					1		
85					13		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93				1			
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103				2			
104							
105		1		4			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		15	25	101	72	60	23

適用職員数	296人
-------	------

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2			4	1		
3						
4						
5			1	3		
6			3			
7						
8						
9			1			
10			2			
11		3	1			
12						
13		1				
14		3		1		
15						
16		1				
17				1		
18		2				
19		1				
20						
21						
22		5		1		
23		2				
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32				1		
33						
34						
35				1		
36				1		
37					1	
38						
39						
40				2		
41				1		
42						
43				1		
44				1		3
45				1		
46				1		
47				1		2
48				2		
49						1
50						1
51				1		
52				1		
53						
54					1	
55				1		
56					1	
57				1		
58				1		
59						
60				1		
61						
62						1
63						
64						
65					1	
66						
67					2	
68					1	
69						
70						
71					1	
72						
73					3	
74						
75						
76				1		
77					1	
78					1	
79					1	
80					1	
81					1	
82					3	
83					1	
84						
85					5	
86					1	
87					1	
88						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89					2	
90					2	
91						
92					4	
93					22	
94				1		
95				1		
96						
97				1		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106				1		
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113				1		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		18	12	32	57	8

適用職員数	127人
-------	------

海事職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10			1			
11						
12						
13						
14		1				
15		1				
16				1		
17						
18						
19						
20				1		
21						
22						
23						
24						
25				1		
26			1			
27				1		
28						
29			1			
30						
31						
32						
33				1		
34				1		
35				1		
36						
37				3		
38				2		
39				1	1	
40						
41		1		2		
42				1	1	
43				1		
44						
45				1		
46				1		
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54				1		
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62				1		
63				2		
64				1	1	
65						
66				3		
67						
68					1	
69				1	1	
70					1	
71					1	
72				1		
73				2		
74				1		
75				2	1	
76						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78				1		
79				1		
80						
81						
82					2	
83						
84						
85						
86						
87				1		
88						
89					5	
90						
91						
92						
93				1		
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100						
101				2		
計		3	3	41	15	

適用職員数	62人
-------	-----

教育職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				1
6				
7				
8			1	
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16			1	
17			1	
18				
19				1
20			1	1
21				
22				
23				
24				
25				1
26				
27				
28				
29				
30			1	1
31			1	
32	1	1		
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				1
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				2
46			1	
47			1	
48				1
49				
50				
51				1
52			1	
53				
54				
55				
56				1
57		1		
58			1	
59				
60				
61				
62				1
63				
64	3			
65				
66				
67			1	
68				
69				1
70				
71				1
72				
73				
74			1	
75				
76		1		

職務の級 号給	1	2	3	4
77				人
78				人
79				人
80				人
81				人
82				人
83	1			
84			1	
85				
86				
87				
88				
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128	1			
129				
特2				1
計	6	3	16	17

適用職員数	42人
-------	-----

教育職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4
1		人		人
2				9
3				
4				4
5				4
6				6
7				1
8				10
9				5
10				1
11				
12				10
13				8
14		1		4
15				5
16				15
17				5
18				9
19		1		3
20				22
21				5
22		1		6
23				3
24				21
25				14
26		2		18
27				8
28				23
29				18
30		1		11
31				12
32				36
33				11
34				23
35				15
36		1		25
37		1		15
38				19
39				14
40				45
41		1		25
42				18
43				15
44		1		40
45				13
46		1		26
47		3		13
48				26
49				18
50				31
51		2		17
52		1		37
53				16
54		2		24
55				8
56				36
57				17
58				49
59		2		21
60				34
61				32
62		2		26
63				34
64				25
65		1		31
66		2		26
67				32
68				13
69				38
70				26
71				35
72				21
73		1		35
74				27
75				32
76				41

職務の級 号給	職務の級			
	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78	1	20	16	
79	1	43		
80		19		
81		9		
82	2	38		
83	1	32		
84		44		
85		21		
86		43		
87		33		
88		58		
89		7		
90		32		
91	1	33		
92		44		
93	1	9		
94	1	33		
95		35		
96	1	23		
97		9		
98		39		
99		16		
100	2	29		
101		10		
102	1	37		
103		28		
104	2	26		
105	3	22		
106	1	17		
107		18		
108	3	41		
109		8		
110	1	24		
111	3	29		
112		42		
113		6		
114		35		
115	2	44		
116		52		
117	3	50		
118		51		
119	3	55		
120		35		
121	2	4		
122		48		
123	4	34		
124		46		
125	2	4		
126	2	22		
127	2	27		
128		41		
129	2	29		
130	2	32		
131		18		
132	1	43		
133		3		
134	1	22		
135		26		
136	7	19		
137	1	12		
138	3	118		
139	1			
140	2			
141	6			
142	2			
143	3			
144	2			
145	6	1		
146				
147	1			
148	2			
149	2			
150	1			
151	5			
152	1			
153	6			
計	129	3,272	105	82

適用職員数	3,588人
-------	--------

教育職給料表（三）

号給	職務の級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11			1		
12					
13			49		
14					
15			1		
16			30		
17			20		
18			11		
19			3		
20			43		
21			13		3
22			16		13
23			5		54
24			49		1
25			21		1
26			19		1
27			13	1	15
28			58		4
29			14		8
30			35	1	20
31			16		24
32			85		6
33			19		11
34			42		18
35			19		28
36			66		21
37			20		483
38			49	1	
39			21	1	
40			78		
41			20	1	
42			60		
43			23	1	
44			73		
45			21	3	
46			36		
47			24	2	
48			74		
49			25	1	
50			56	2	
51			26	3	
52			52	2	
53			44	1	
54			44	4	
55			36	5	
56			41		
57			23	1	
58			74	1	
59			25	3	
60			67		
61			16	5	
62			81	4	
63			35	12	
64			79	6	
65			40	7	
66			84	3	
67			23	12	
68			69	2	
69			40	6	
70			79	7	
71			43	16	
72			74	6	
73			53	11	
74			70	28	
75			68	17	
76			66	12	
77			84	16	
78			75	20	
79			49	23	
80			23	11	
81			81	28	
82			53	33	
83			87	24	
84			70	20	

号給	職務の級			
	1	2	3	4
85	人	人	人	人
86		114	25	
87		58	26	
88		107	24	
89		30	21	
90		57	30	
91		120	34	
92		40	20	
93		21	25	
94		138	168	
95		57		
96		109		
97		26		
98		62		
99		101		
100		60		
101		27		
102		132		
103		70		
104		110		
105		21		
106		51		
107		55		
108		64		
109		23		
110		65		
111		62		
112		94		
113		75		
114		89		
115		63		
116		75		
117		36		
118		68		
119		96		
120		88		
121		28		
122		99		
123		81		
124		143		
125		100		
126		111		
127		107		
128		96		
129		40		
130		98		
131		146		
132		130		
133		42		
134		174		
135		135		
136		129		
137		98		
138		112		
139		110		
140		107		
141		19		
142		104		
143		93		
144		84		
145		94		
146		89		
147		86		
148		71		
149		29		
150		521		
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157		20		
計		8,862	736	711

適用職員数	10,309人
-------	---------

公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人								
2									
3	59								
4									
5									
6	49								
7	2						1		
8									
9									
10	1								
11	6								
12	33								
13									
14									
15	3								
16	28								
17									
18	3	1							
19	45	1							
20	41	34			1				
21		1							
22	59	17							
23	3								
24	36	60							
25									
26	28	28							
27	2								
28	6	53							
29					2				
30	15	39							
31		1							
32	9	55	11	6	2				
33			1	4	1				
34	9	55	26	4	2				
35	4	3	10	3					5
36	5	61	19	5		1			
37		4	6	5	1				
38	8	46	15	3					
39	2	6	4	3	1	1			2
40	4	48	15	5					
41		3	7	5					
42		47	17	5	2	1			
43	1	4	14	5					
44	1	26	14	5	1				
45		2	7	5	3	1		9	2
46		23	18	3	2	1			
47		2	9	9					
48		35	14	7	3	2			
49		1	12	6					
50		15	12	10		1			
51		3	8	2	1	2			
52		21	18	9		2			
53			12	2		6	1	4	
54	1	8	18	2		3		3	
55		4	9	8		2			
56		6	6	4	5	1		2	
57		2	14	7	2		16		
58	1	4	19	4	3		2		
59		4	8	2	3	1		2	
60			8	3					
61			7	11	6		3	4	
62			11	4	4	2	1		
63			10	4	4	1	5		
64			5	8	4	1			
65			13	5	3	1	2		
66			6	7	5	1			
67			2	4	4	1	2		
68			9	4	6				
69			2	6	4	1	1		
70			3	7	5	1	3		
71		1	7	3	21	2			
72			4	3	3	1	3		
73			3	8	7	3			
74			2	8	6	1			
75			2	6	5	4			
76			1	5	5	1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			3	7	4	3	40		
79			3	2	6	2			
80			7	7	4	2			
81			6	8	11	9			
82			2	9	13	4			
83			1	2	3	1			
84			3	8	10	11			
85			1	4	8	7			
86			1	2	8	77			
87			2	2	4				
88				2	8				
89			2	1	7				
90			1	2	9				
91				3	12				
92			1	1	13				
93				4	3				
94	1			4	185				
95				2					
96			1	6					
97			1	2					
98			1	4					
99			1	7					
100			2	7					
101			1	9					
102			1	4					
103			1	6					
104			1	3					
105				7					
106				4					
107				6					
108				4					
109				5					
110				8					
111				3					
112				13					
113				3					
114				10					
115				3					
116				10					
117				15					
118			1	9					
119			1	8					
120				15					
121			1	12					
122				14					
123				12					
124				6					
125				8					
126				95					
127									
128									
129									
130									
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137			1						
138									
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145		1							
計	465	725	486	622	435	162	80	24	9

適用職員数	3,008人
-------	--------

第11表 職員の給料表別，学歴別，年齢別人員及び平均給料月額

行政職給料表

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					2	142,100			2	142,100
19					15	145,180			15	145,180
20			5	151,800	19	148,116			24	148,883
21			5	155,120	14	155,886			19	155,684
22	57	171,318	8	159,963	19	159,626			84	167,592
23	58	175,072	4	165,900	12	164,517			74	172,865
24	50	181,604	5	176,920	15	175,513			70	179,964
25	71	187,915	4	187,375	17	188,876			92	188,070
26	75	194,591	5	191,020	17	195,906			97	194,637
27	67	200,833	2	192,200	6	202,400			75	200,728
28	45	207,744	3	209,567	7	214,400			55	208,691
29	41	211,393	3	197,800	26	223,515			70	215,313
30	42	221,388	3	230,333	32	231,913			77	226,110
31	37	233,922	7	226,186	19	238,932			63	234,573
32	32	249,422	2	264,300	37	250,530			71	250,418
33	41	253,641	4	254,500	28	264,171	1	267,200	74	257,855
34	44	267,500	3	269,833	22	268,864	1	276,700	70	268,160
35	56	273,405	6	277,683	33	276,639			95	274,799
36	54	284,643	7	285,200	41	288,812	1	287,900	103	286,372
37	63	292,305	15	296,913	49	297,492			127	294,850
38	71	302,690	19	300,942	41	301,780			131	302,152
39	75	308,645	10	306,090	53	310,409	1	305,500	139	309,112
40	121	317,126	17	315,818	60	320,588	1	261,600	199	317,779
41	111	326,420	23	324,787	44	326,107			178	326,131
42	96	338,500	28	330,257	51	329,516			175	334,563
43	133	345,370	24	339,575	46	333,861	2	318,950	205	341,851
44	114	353,131	33	348,133	66	339,285			213	348,066
45	117	363,996	10	356,590	43	352,716			170	360,707
46	149	374,212	22	368,921	52	363,473	1	336,600	224	371,031
47	135	377,550	24	369,200	61	363,513	1	340,800	221	372,603
48	110	379,468	15	373,827	56	372,312	2	344,850	183	376,438
49	137	383,593	18	375,615	64	372,248			219	379,622
50	113	386,969	16	383,667	58	377,968	1	342,700	188	383,676
51	130	390,291	15	385,723	57	380,541	1	342,700	203	386,982
52	121	392,304	10	387,906	57	384,671	1	351,040	189	389,551
53	112	395,155	11	385,255	45	386,556	2	350,791	170	391,716
54	135	402,897	10	389,570	59	386,467			204	397,492
55	131	405,025	9	393,393	64	393,885	1	354,700	205	400,791
56	139	407,971	9	394,413	78	399,153			226	404,388
57	118	414,721	18	402,543	49	400,687	1	377,210	186	409,643
58	121	417,314	17	404,137	47	406,467			185	413,347
59	107	419,055	5	407,445	58	408,585			170	415,142
60以上	1	420,487							1	420,487
合 計	3,430	338,830	454	332,633	1,639	331,086	18	326,324	5,541	335,991

(注) 平均給料月額は，平成18年切替え又は平成27年切替えに伴う経過措置額を含んだ額である。(以下，第11表の各表について同じ。)

研究職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22										
23	2	187,200							2	187,200
24	3	204,500							3	204,500
25	6	208,600							6	208,600
26	6	216,417							6	216,417
27	7	227,057							7	227,057
28	3	240,500							3	240,500
29	6	248,050							6	248,050
30	3	272,267							3	272,267
31	2	293,150							2	293,150
32	1	309,600							1	309,600
33	1	298,600							1	298,600
34	4	331,650							4	331,650
35	2	338,100							2	338,100
36	2	341,950							2	341,950
37	2	346,150							2	346,150
38	4	359,500							4	359,500
39	5	363,780							5	363,780
40	12	368,625							12	368,625
41	7	362,629							7	362,629
42	12	378,175							12	378,175
43	10	391,250							10	391,250
44	13	404,623							13	404,623
45	12	420,375							12	420,375
46	11	417,691							11	417,691
47	13	425,238							13	425,238
48	14	434,179							14	434,179
49	17	436,265							17	436,265
50	7	436,571							7	436,571
51	10	440,370							10	440,370
52	6	441,567							6	441,567
53	9	441,393							9	441,393
54	4	447,225			1	470,800			5	451,940
55	6	449,630	1	447,400					7	449,312
56	9	462,774	1	446,700					10	461,166
57	11	463,857							11	463,857
58	8	475,796							8	475,796
59	7	481,054							7	481,054
60以上										
合 計	257	390,384	2	447,050	1	470,800			260	391,129

医療職（一）給料表

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26	2	286,700							2	286,700
27	2	294,000							2	294,000
28	2	294,000							2	294,000
29	3	326,200							3	326,200
30	3	347,467							3	347,467
31										
32	2	370,150							2	370,150
33	2	397,000							2	397,000
34	1	406,300							1	406,300
35	3	397,100							3	397,100
36										
37										
38										
39	1	325,800							1	325,800
40										
41										
42										
43	1	406,300							1	406,300
44	1	506,400							1	506,400
45										
46										
47										
48										
49	1	544,200							1	544,200
50	1	549,800							1	549,800
51										
52	1	551,000							1	551,000
53	2	548,850							2	548,850
54	2	554,400							2	554,400
55	1	554,000							1	554,000
56	1	561,200							1	561,200
57										
58	1	562,100							1	562,100
59	1	558,500							1	558,500
60以上	5	571,360							5	571,360
合 計	39	438,074							39	438,074

医療職（二）給料表

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24	4	202,175							4	202,175
25	6	208,217							6	208,217
26	2	213,050							2	213,050
27	8	226,438							8	226,438
28	4	241,000							4	241,000
29	11	237,700							11	237,700
30	10	247,760							10	247,760
31	6	250,483							6	250,483
32	9	257,867							9	257,867
33	7	272,000	1	280,500					8	273,063
34	3	264,900							3	264,900
35	2	285,300							2	285,300
36	5	292,260							5	292,260
37	4	309,500							4	309,500
38	8	313,975	1	311,600					9	313,711
39	7	303,271	2	307,150					9	304,133
40	6	336,067	1	319,700					7	333,729
41	8	327,050							8	327,050
42	7	349,586							7	349,586
43	9	349,367							9	349,367
44	9	362,700	1	338,200					10	360,250
45	11	368,791							11	368,791
46	9	346,811	2	377,200					11	352,336
47	8	366,900							8	366,900
48	12	377,917	2	371,050					14	376,936
49	13	380,492	4	382,817					17	381,039
50	7	404,829	1	376,913					8	401,339
51	18	384,478	3	392,800					21	385,667
52	7	402,743							7	402,743
53	8	414,713	2	394,000					10	410,570
54	6	411,167	4	392,015					10	403,506
55	10	416,445	1	395,351					11	414,527
56	2	421,780	2	395,351					4	408,566
57	7	433,550	2	401,718					9	426,476
58	6	419,994	1	395,351					7	416,473
59	6	427,653	1	412,029					7	425,421
60以上										
合 計	265	337,166	31	374,204					296	341,045

医療職（三）給料表

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22	3	203,400							3	203,400
23	2	207,700	1	206,200					3	207,200
24	3	211,500	1	210,500					4	211,250
25	6	219,783							6	219,783
26	5	227,140							5	227,140
27	3	237,167							3	237,167
28	2	244,800							2	244,800
29	1	239,900	1	254,800					2	247,350
30	3	254,300	1	245,400					4	252,075
31	2	253,500							2	253,500
32										
33	2	276,800							2	276,800
34										
35	1	303,500	1	286,900					2	295,200
36	2	309,000							2	309,000
37	3	318,133							3	318,133
38	4	324,050							4	324,050
39	4	334,375							4	334,375
40	1	316,100							1	316,100
41	4	338,225							4	338,225
42	1	339,500							1	339,500
43	1	361,100							1	361,100
44	1	374,800							1	374,800
45	3	379,667							3	379,667
46	7	381,700	1	371,900					8	380,475
47	2	390,400							2	390,400
48	4	394,400							4	394,400
49	4	392,750							4	392,750
50	3	390,046							3	390,046
51	7	394,000							7	394,000
52	5	407,420	1	398,000					6	405,850
53	6	399,750							6	399,750
54	4	400,075							4	400,075
55	5	401,392							5	401,392
56	3	410,772							3	410,772
57	6	409,928							6	409,928
58	5	415,050							5	415,050
59	2	418,084							2	418,084
60以上										
合 計	120	341,230	7	281,957					127	337,963

海 事 職 給 料 表

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21			1	196,600					1	196,600
22			1	199,300					1	199,300
23										
24										
25					1	237,300			1	237,300
26										
27										
28										
29	1	238,900							1	238,900
30										
31			1	306,800	1	271,700			2	289,250
32										
33					2	317,700			2	317,700
34			1	331,700					1	331,700
35					1	338,000			1	338,000
36					2	344,950			2	344,950
37			1	342,700					1	342,700
38	2	344,900			1	266,400			3	318,733
39					1	336,400	1	296,400	2	316,400
40					1	348,800			1	348,800
41	1	371,800	1	371,200	2	372,700	1	330,100	5	363,700
42	1	370,600	1	371,200	2	367,050			4	368,975
43	1	375,700							1	375,700
44	1	374,000	2	375,850					3	375,233
45			1	378,700					1	378,700
46	1	428,500			3	381,667			4	393,375
47					4	382,350			4	382,350
48			1	394,700	2	361,351			3	372,467
49					1	382,000	1	336,400	2	359,200
50					1	430,800			1	430,800
51					2	357,050			2	357,050
52					3	409,333	1	386,700	4	403,675
53			1	434,800					1	434,800
54										
55			1	438,600	1	434,800			2	436,700
56			3	430,127					3	430,127
57			1	442,041	1	384,900			2	413,471
58										
59							1	448,683	1	448,683
60以上										
合 計	8	356,163	17	367,672	32	361,722	5	359,657	62	362,469

教育職（一）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33	1	288,000							1	288,000
34	2	354,950							2	354,950
35	1	362,500							1	362,500
36	1	376,700							1	376,700
37	1	336,300							1	336,300
38										
39	2	343,350							2	343,350
40	1	422,800							1	422,800
41	2	404,050							2	404,050
42	1	355,400							1	355,400
43	1	398,300							1	398,300
44										
45	1	436,800							1	436,800
46	4	449,775							4	449,775
47	1	418,200							1	418,200
48			1	336,300					1	336,300
49	1	508,700							1	508,700
50										
51	2	475,450							2	475,450
52										
53	3	438,067							3	438,067
54										
55	2	518,593							2	518,593
56	3	438,967							3	438,967
57	1	397,300							1	397,300
58	2	495,722							2	495,722
59	3	526,918							3	526,918
60以上	5	567,553							5	567,553
合 計	41	447,170	1	336,300					42	444,530

教育職（二）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21			1	174,700					1	174,700
22	6	195,100							6	195,100
23	10	199,820	2	189,850					12	198,158
24	18	205,811	1	199,800	1	195,100			20	204,975
25	20	214,585	2	203,050					22	213,536
26	35	220,746							35	220,746
27	36	231,439							36	231,439
28	30	242,260							30	242,260
29	57	250,421			1	234,900			58	250,153
30	67	261,763	2	235,250					69	260,994
31	63	269,324	4	252,600					67	268,325
32	91	281,665	5	267,740					96	280,940
33	94	289,914	2	273,750					96	289,577
34	82	299,196	3	271,067	3	286,133			88	297,792
35	81	309,637	3	300,500	2	251,450			86	307,965
36	130	321,483	3	292,200	2	264,950			135	319,995
37	133	331,622	5	316,660	1	289,800			139	330,783
38	125	342,934	7	335,214					132	342,525
39	131	353,447	15	342,060	2	325,600			148	351,917
40	126	361,249	4	351,250	2	329,700			132	360,468
41	162	370,231	12	360,275	1	309,200			175	369,199
42	175	379,111	16	362,894	2	339,400			193	377,355
43	181	385,169	16	384,863	6	360,700			203	384,422
44	125	395,776	20	390,405	1	318,300			146	394,510
45	129	400,238	15	386,560	1	409,600			145	398,888
46	108	405,544	8	387,288					116	404,285
47	126	411,256	20	386,670	4	321,050			150	405,572
48	88	414,305	10	370,310	7	395,529			105	408,863
49	112	414,145	11	391,845	3	389,433			126	411,610
50	95	416,513	14	375,136	4	388,450			113	410,393
51	116	421,109	8	389,050	2	376,191			126	418,361
52	95	424,431	15	361,040	4	381,695			114	414,591
53	83	426,452	11	393,955					94	422,649
54	64	432,368	8	380,200	5	403,600			77	425,080
55	61	433,473	11	385,209	1	358,078			73	425,168
56	48	439,863	6	398,933					54	435,315
57	47	440,838	9	381,178					56	431,249
58	59	445,992	9	407,309	4	412,171			72	439,278
59	38	449,373	2	401,973	2	425,073			42	445,958
60以上										
合 計	3,247	365,082	280	364,320	61	356,242			3,588	364,873

教育職（三）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22	39	195,100							39	195,100
23	47	199,381	1	189,500					48	199,175
24	60	205,910	3	199,533					63	205,606
25	86	212,790	5	206,620					91	212,451
26	96	220,283	3	215,667					99	220,143
27	141	229,386	2	219,100					143	229,242
28	120	239,083	6	231,250					126	238,710
29	136	249,651	18	243,228					154	248,901
30	136	260,549	15	255,273					151	260,025
31	158	268,215	16	264,438					174	267,868
32	151	279,319	7	273,471					158	279,060
33	167	290,575	20	282,845					187	289,749
34	183	303,349	13	299,354					196	303,084
35	187	311,958	23	304,909					210	311,186
36	180	321,588	28	317,968					208	321,101
37	256	332,839	34	326,762					290	332,126
38	253	341,209	51	337,020					304	340,506
39	311	352,268	72	349,485					383	351,744
40	344	360,548	82	356,794					426	359,825
41	341	368,616	89	367,987					430	368,486
42	334	376,460	119	377,014					453	376,606
43	341	382,602	149	385,628					490	383,522
44	308	391,349	135	388,425					443	390,458
45	316	395,387	122	394,697					438	395,195
46	288	401,347	177	397,827					465	400,007
47	299	405,366	149	399,138					448	403,295
48	240	408,515	101	403,262					341	406,959
49	261	409,204	148	406,057					409	408,065
50	254	411,093	123	406,217					377	409,502
51	263	413,650	102	408,221					365	412,133
52	242	418,272	121	411,433					363	415,992
53	248	422,633	91	413,463					339	420,172
54	211	427,860	66	413,921					277	424,539
55	223	432,484	48	414,847					271	429,360
56	223	432,238	54	412,989					277	428,486
57	219	441,332	49	414,472	1	424,800			269	436,378
58	193	440,727	38	420,067					231	437,329
59	134	443,732	39	421,986					173	438,830
60以上										
合 計	7,989	365,713	2,319	385,718	1	424,800			10,309	370,219

公安職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					50	163,800			50	163,800
19					44	167,973			44	167,973
20					48	175,946			48	175,946
21					29	185,583			29	185,583
22	37	194,600			32	194,663			69	194,629
23	47	200,364			47	201,855			94	201,110
24	39	210,303			41	209,649			80	209,968
25	46	219,246			39	218,728			85	219,008
26	45	226,404			57	224,961			102	225,598
27	53	231,964			56	232,543			109	232,261
28	75	240,189			41	238,822			116	239,706
29	55	246,896			61	243,438			116	245,078
30	61	252,564			52	252,262			113	252,425
31	57	256,325			46	261,378			103	258,582
32	42	264,950			45	263,289			87	264,091
33	48	272,248			47	275,889			95	274,049
34	50	284,402			29	283,448			79	284,052
35	57	299,167			33	291,433			90	296,331
36	43	302,663			33	303,827			76	303,168
37	49	318,116			34	310,676			83	315,069
38	27	334,252			35	319,177			62	325,742
39	38	343,189			29	341,493			67	342,455
40	27	353,396			45	343,831			72	347,418
41	15	374,500			39	363,444			54	366,515
42	15	382,233			33	379,794			48	380,556
43	17	382,165	1	383,400	23	377,348			41	379,493
44	16	395,450			31	396,071			47	395,860
45	16	402,419			24	407,488			40	405,460
46	22	413,032	1	416,600	14	410,921			37	412,330
47	28	404,900			28	409,575			56	407,238
48	21	405,300			24	414,908			45	410,424
49	37	413,216			23	416,278			60	414,390
50	19	417,405			13	422,854			32	419,619
51	31	423,248			27	419,256			58	421,390
52	26	413,492			20	419,860			46	416,261
53	33	414,982			44	417,541			77	416,444
54	34	421,085			38	420,473			72	420,762
55	46	418,885			28	420,546			74	419,514
56	50	419,186	2	417,350	33	417,646			85	418,545
57	50	424,531	1	403,900	32	420,986			83	422,916
58	57	427,896	1	392,500	41	428,075			99	427,612
59	45	427,019			40	428,033			85	427,496
60以上										
合 計	1,474	321,837	6	405,183	1,528	304,404			3,008	313,148

第12表 再任用職員の給料表別，級別人員

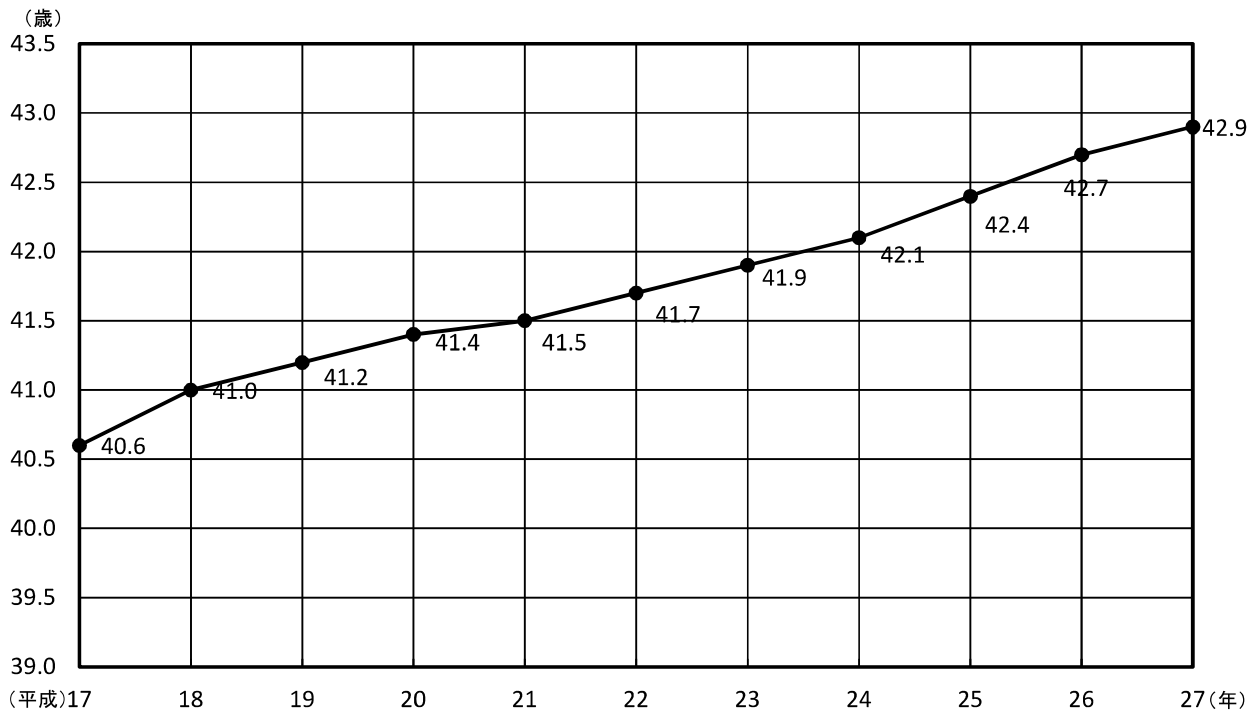
1 フルタイム勤務職員

給料表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	192			192						
研究職給料表	4			4						
医療職給料表（二）	2				2					
医療職給料表（三）	3				3					
海事職給料表	4				4					
教育職給料表（二）	91	9	82							
教育職給料表（三）	69		69							
公安職給料表	11			2	8		1			
給料表計	376	9	151	198	17		1			
60歳	(145)									
61歳	(96)									
62歳	(45)									
63歳	(55)									
64歳	(35)									

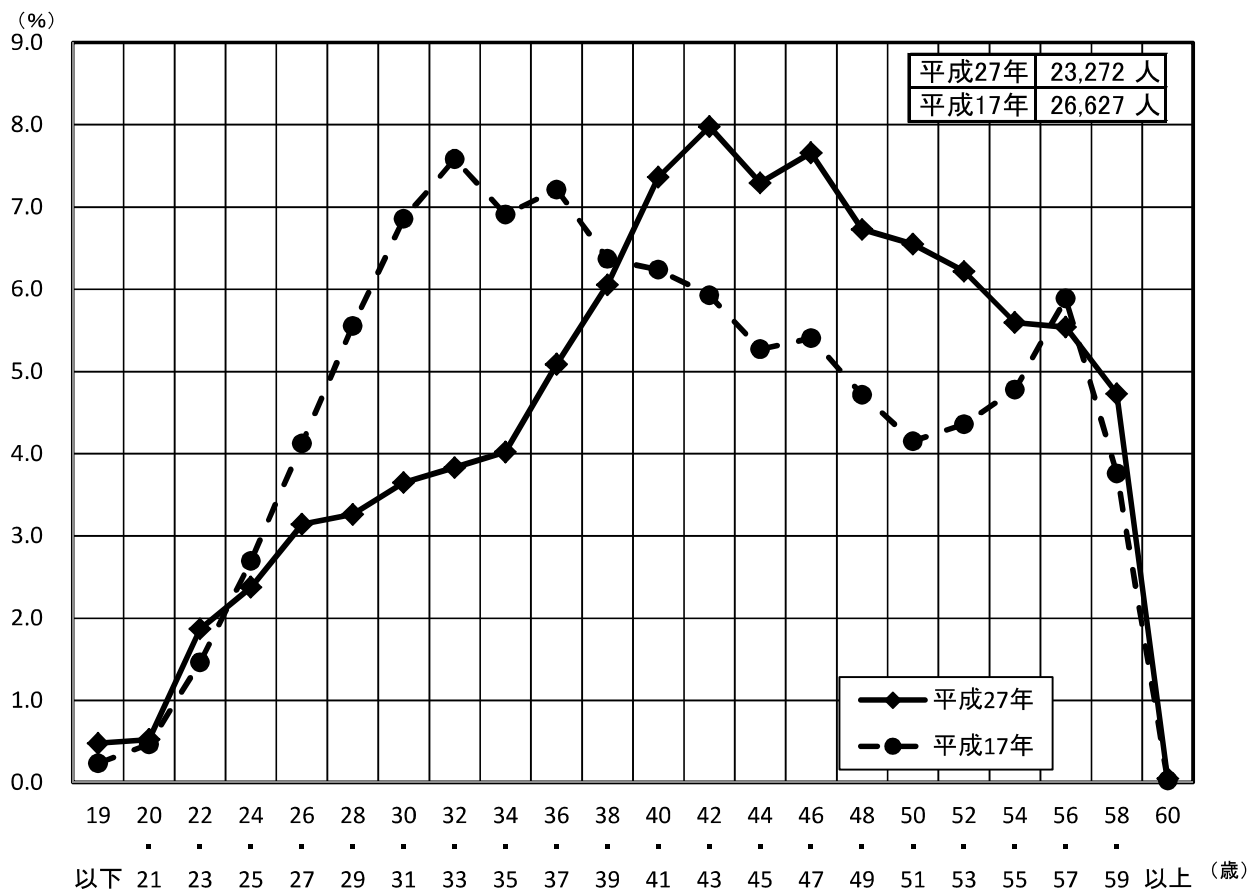
2 短時間勤務職員

給料表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	63			63						
研究職給料表	4			4						
教育職給料表（三）	11		11							
給料表計	78		11	67						
60歳	(9)									
61歳	(19)									
62歳	(18)									
63歳	(18)									
64歳	(14)									

第13表 職員の平均年齢の推移（全職員）



第14表 年齢階層別人員構成比（平成27年と平成17年の比較）全職員



2 職種別民間給与実態調査結果

平成27年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

ア 調査の目的： 民間における給与の実態を把握し、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を作成する。

イ 調査期間： 平成27年5月1日～平成27年6月18日

(2) 調査機関

本人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 576事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から135事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第15表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 調査実人員

4,412人（うち初任給関係職種197人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は3,614人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は33,154人であり、うち、行政職に相当するものは17,296人である。

(6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第15表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 129	事業所 11	事業所 10	事業所 12	事業所 69	事業所 27
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 ， 建 設 業	11	1	1	-	4	5
製 造 業	37	4	3	5	17	8
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	27	2	2	2	15	6
卸 売 業 ， 小 売 業	15	1	4	3	4	3
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	4	2	-	1	1	-
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	35	1	-	1	28	5

(注) 1 実地調査を行った事業所は135事業所であるが，調査の結果，調査不能の事業所が6事業所あった。このため，規模計は129事業所（うち，県内に本社のある事業所は97事業所）となった。
2 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス業」（郵便局に分類されるものを除く。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	169,198	170,604	163,305	198,820
	短 大 卒	150,893	154,275	148,594	-
	高 校 卒	143,998	155,045	138,268	130,133
新 卒 技 術 者	大 学 卒	208,672	228,746	187,908	198,200
	短 大 卒	168,433	177,593	161,020	-
	高 校 卒	152,718	159,731	146,072	135,010
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	188,833	211,085	173,244	198,643
	短 大 卒	153,787	158,455	150,520	-
	高 校 卒	147,252	157,138	140,816	131,353

(注) 金額は，きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き，職員の地域手当に相当する給与を含むものであり，採用のある事業所について平均したものである。

第17表 県内民間の企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	49.5	790,371	0	790,371	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模50人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100 人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	2	48.5	1,100,760	0	1,100,760		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	工 場 長	6	49.8	754,369	0	754,369		
	大 学 卒	2	54.0	1,142,495	0	1,142,495		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	4	48.5	626,115	0	626,115		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	90	53.2	514,572	6,216	508,356	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	62	53.5	531,424	660	530,764		
	短 大 卒	2	49.2	378,689	0	378,689		
	高 校 卒	26	52.7	479,830	21,675	458,155		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	83	51.0	578,645	1,293	577,352		
	大 学 卒	50	50.6	600,699	986	599,713		
	短 大 卒	3	50.9	577,972	0	577,972		
	高 校 卒	30	51.8	540,306	2,003	538,303		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	41	52.2	507,336	1,369	505,967	前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	22	52.4	502,040	168	501,872		
	短 大 卒	3	52.7	414,682	4,182	410,500		
	高 校 卒	16	51.8	533,129	2,706	530,423		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	5	47.0	602,713	0	602,713		
	大 学 卒	2	48.0	617,980	0	617,980		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	2	47.0	569,195	0	569,195		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	事 務 課 長	195	48.4	488,212	6,303	481,909	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	102	47.8	502,794	7,469	495,325		
	短 大 卒	16	46.5	434,888	1,225	433,663		
	高 校 卒	76	49.5	478,682	2,588	476,094		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技 術 課 長	149	47.5	524,633	4,257	520,376		
	大 学 卒	76	46.8	544,492	2,119	542,373		
	短 大 卒	24	46.7	533,956	966	532,990		
	高 校 卒	48	49.0	491,164	9,708	481,456		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		

(注)1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 ・ 関 係 職 種	事務課長代理	125	49.2	458,480	8,502	449,978	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2企業規模50人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	86	48.7	474,133	8,957	465,176		
	短大卒	11	48.1	382,172	16,403	365,769		
	高校卒	28	51.3	428,726	4,136	424,590		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	42	45.8	485,826	14,645	471,181		
	大学卒	22	45.0	483,693	17,709	465,984		
	短大卒	4	45.7	459,578	1,283	458,295		
	高校卒	16	46.8	495,392	13,712	481,680		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 ・ 関 係 職 種	事務係長	263	44.0	372,360	30,457	341,903	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	103	41.8	373,647	28,563	345,084		
	短大卒	43	44.8	384,240	36,536	347,704		
	高校卒	116	45.8	367,300	30,239	337,061		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	277	45.4	459,767	57,807	401,960		
	大学卒	101	45.4	455,789	46,207	409,582		
	短大卒	38	42.1	472,675	67,107	405,568		
	高校卒	138	46.5	459,589	66,112	393,477		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 ・ 関 係 職 種	事務主任	316	41.0	318,909	27,262	291,647	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同 上
	大学卒	120	36.3	315,123	33,393	281,730		
	短大卒	45	44.8	328,060	15,030	313,030		
	高校卒	149	44.4	319,151	24,693	294,458		
	中学卒	2	38.5	383,747	69,706	314,041		
	技術主任	208	40.0	361,856	51,964	309,892		
	大学卒	69	39.0	337,186	42,981	294,205		
	短大卒	31	35.8	321,323	43,375	277,948		
	高校卒	108	42.5	400,815	63,761	337,054		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 ・ 関 係 職 種	事務係員	1,093	34.9	256,822	22,864	233,958		同 上
	大学卒	318	31.8	260,620	20,488	240,132		
	短大卒	213	34.3	256,506	21,920	234,586		
	高校卒	560	37.1	254,668	24,829	229,839		
	中学卒	2	40.9	187,010	12,560	174,450		
	技術係員	570	36.7	345,702	64,239	281,463		
	大学卒	208	34.2	348,378	65,103	283,275		
	短大卒	82	35.6	346,886	72,157	274,729		
	高校卒	278	39.1	343,018	60,115	282,903		
	中学卒	2	46.0	332,950	42,804	290,146		

(注)「中間職(課長(係長)一係長(係員)間)」とは、課長(係長)と係長(係員)の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長(係長)と係長(係員)の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ)。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	50.4	913,100	0	913,100	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大 学 卒	2	48.5	1,100,760	0	1,100,760		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	4	50.7	928,112	0	928,112		
	大 学 卒	2	54.0	1,142,495	0	1,142,495		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	2	48.4	775,434	0	775,434		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	38	53.5	602,176	1,153	601,023	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	26	53.4	618,118	1,413	616,705		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	12	53.6	562,305	504	561,801		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	53	50.4	647,322	319	647,003		
技 術 部 長	大 学 卒	34	49.9	646,810	489	646,321	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
	短 大 卒	2	48.0	619,325	0	619,325		
	高 校 卒	17	51.9	652,936	0	652,936		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	20	51.5	578,048	203	577,845	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	9	51.7	564,415	433	563,982		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	11	51.4	590,103	0	590,103		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	5	47.0	602,713	0	602,713	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級 " 8級
	大 学 卒	2	48.0	617,980	0	617,980		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	2	47.0	569,195	0	569,195		
事 務 課 長	事 務 課 長	114	48.1	524,571	1,996	522,575	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級 " 8級
	大 学 卒	58	47.4	530,661	1,476	529,185		
	短 大 卒	11	46.4	421,348	1,316	420,032		
	高 校 卒	45	49.6	542,274	2,962	539,312		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	100	47.3	587,084	2,269	584,815		
	大 学 卒	56	46.6	595,524	1,544	593,980		
	短 大 卒	17	45.4	564,644	347	564,297		
	高 校 卒	27	49.7	583,642	4,965	578,677		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	40	46.6	455,041	21,073	433,968	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長一係 長間)	行政職5級 " 6級
	大 学 卒	26	45.4	466,294	26,859	439,435		
	短 大 卒	3	46.2	400,977	39,226	361,751		
	高 校 卒	11	49.7	442,236	1,607	440,629		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	22	45.0	544,054	7,356	536,698		
	大 学 卒	9	43.1	572,184	13,556	558,628		
	短 大 卒	2	45.5	583,185	0	583,185		
	高 校 卒	11	46.4	514,624	3,708	510,916		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	117	43.3	373,428	31,151	342,277	係の長及び係 長級専門職	行政職3級 " 4級
	大 学 卒	52	40.2	366,352	27,528	338,824		
	短 大 卒	15	44.9	358,522	30,821	327,701		
	高 校 卒	50	46.4	385,717	35,378	350,339		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	153	44.9	522,090	83,905	438,185		
	大 学 卒	58	43.3	528,793	76,782	452,011		
	短 大 卒	22	39.1	522,734	83,464	439,270		
	高 校 卒	73	48.1	516,135	90,157	425,978		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	146	40.7	315,466	26,651	288,815	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一係 員間)	行政職2級 (一部は3級、 4級)
	大 学 卒	48	35.1	296,570	29,182	267,388		
	短 大 卒	18	43.3	333,486	20,500	312,986		
	高 校 卒	80	44.7	327,298	25,726	301,572		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	101	38.9	443,544	66,154	377,390		
	大 学 卒	22	35.5	434,193	48,436	385,757		
	短 大 卒	18	32.6	340,317	45,191	295,126		
	高 校 卒	61	42.7	486,079	81,472	404,607		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	445	36.5	287,822	28,101	259,721		行政職1級
	大 学 卒	134	33.7	285,554	23,809	261,745		
	短 大 卒	81	35.9	280,869	30,499	250,370		
	高 校 卒	229	38.4	292,033	29,874	262,159		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技術係員	299	37.8	370,189	74,366	295,823		
	大 学 卒	102	35.3	386,077	80,299	305,778		
	短 大 卒	50	35.7	357,646	78,768	278,878		
	高 校 卒	147	40.5	365,196	68,289	296,907		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級 " 8級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	工 場 長	2	48.5	496,855	0	496,855		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	2	48.5	496,855	0	496,855		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	47	53.0	462,928	10,643	452,285	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	34	53.6	476,897	158	476,739		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	12	51.3	425,543	44,642	380,901		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	20	52.1	510,448	363	510,085		
	大 学 卒	11	51.1	558,013	0	558,013		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	8	53.1	437,256	977	436,279		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	19	52.8	449,597	2,034	447,563	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	13	52.8	462,698	0	462,698		
	短 大 卒	2	53.1	423,991	0	423,991		
	高 校 卒	4	52.6	412,576	10,706	401,870		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	事 務 課 長	70	48.7	441,410	11,634	429,776	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級 " 6級
	大 学 卒	37	48.9	467,874	14,418	453,456		
	短 大 卒	5	46.6	457,358	1,073	456,285		
	高 校 卒	27	48.7	394,215	1,583	392,632		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技 術 課 長	38	47.4	410,460	7,971	402,489		
	大 学 卒	14	45.9	436,403	473	435,930		
	短 大 卒	5	50.2	500,271	0	500,271		
	高 校 卒	18	47.5	357,207	18,982	338,225		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	85	50.1	459,668	4,159	455,509	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職(課長一係長間)	行政職4級
	大 学 卒	60	49.8	476,515	3,517	472,998		
	短 大 卒	8	48.8	375,131	7,858	367,273		
	高 校 卒	17	52.1	421,871	5,420	416,451		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	19	47.2	417,494	25,321	392,173		
	大 学 卒	13	46.4	416,777	20,850	395,927		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	5	48.1	436,604	44,294	392,310		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	125	44.4	371,379	32,622	338,757	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	48	43.4	384,970	30,468	354,502		
	短 大 卒	27	45.0	402,092	40,526	361,566		
	高 校 卒	49	45.0	338,947	30,872	308,075		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	108	45.9	399,815	31,329	368,486		
	大 学 卒	42	47.2	396,217	21,017	375,200		
	短 大 卒	14	45.3	423,954	50,235	373,719		
	高 校 卒	52	44.5	396,143	37,890	358,253		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	145	41.4	331,919	29,951	301,968	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	65	37.8	340,953	39,512	301,441		
	短 大 卒	25	45.4	330,540	12,385	318,155		
	高 校 卒	54	44.1	318,769	25,959	292,810		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技術主任	86	40.2	309,118	44,977	264,141		
	大 学 卒	43	39.6	306,084	40,759	265,325		
	短 大 卒	12	39.2	306,792	42,505	264,287		
	高 校 卒	31	41.7	315,982	54,128	261,854		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	512	32.9	235,512	19,826	215,686		行政職1級
	大 学 卒	154	30.1	241,752	17,496	224,256		
	短 大 卒	110	32.6	243,334	17,834	225,500		
	高 校 卒	247	35.3	226,700	22,733	203,967		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技術係員	231	33.6	281,620	40,497	241,123		
	大 学 卒	91	32.5	286,386	41,861	244,525		
	短 大 卒	26	35.3	306,468	48,901	257,567		
	高 校 卒	112	34.3	265,662	35,595	230,067		
	中 学 卒	2	46.0	332,950	42,804	290,146		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級 " 7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	5	52.4	379,474	0	379,474	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	2	52.5	394,375	0	394,375		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	2	56.0	362,560	0	362,560		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	10	51.2	429,407	7,486	421,921		
	大 学 卒	5	52.8	444,469	6,157	438,312		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	5	49.6	414,345	8,815	405,530		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	2	52.5	402,737	5,957	396,780	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	事 務 課 長	11	48.0	484,514	8,239	476,275	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
	大 学 卒	7	44.4	509,167	9,732	499,435		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	4	54.3	441,373	5,625	435,748		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	11	49.5	395,892	8,075	387,817		
	大 学 卒	6	50.2	384,395	11,804	372,591		
	短 大 卒	2	46.0	389,250	9,000	380,250		
	高 校 卒	3	50.7	423,313	0	423,313		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級			
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)						
								円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級		
	大学卒	-	-	-	-	-				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	-	-	-	-	-				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	x	x	x	x	x				
	大学卒	-	-	-	-	-				
	短大卒	x	x	x	x	x				
	高校卒	-	-	-	-	-				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	21	45.1	372,436	12,386	360,050			係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	3	43.7	302,317	12,823	289,494				
短大卒	x	x	x	x	x					
高校卒	17	45.9	393,601	13,037	380,564					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	16	45.8	416,463	55,481	360,982					
大学卒	x	x	x	x	x					
短大卒	2	43.0	382,722	49,182	333,540					
高校卒	13	46.5	427,997	59,449	368,548					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務主任	25	42.1	259,557	13,962	245,595	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)			
大学卒	7	37.7	278,154	21,917	256,237					
短大卒	2	52.5	221,100	0	221,100					
高校卒	15	42.8	250,239	10,637	239,602					
中学卒	x	x	x	x	x					
技術主任	21	44.7	318,001	27,281	290,720					
大学卒	4	49.3	374,645	55,847	318,798					
短大卒	x	x	x	x	x					
高校卒	16	44.6	310,038	20,557	289,481					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	136	37.7	237,905	17,226	220,679				行政職1級	
大学卒	30	33.5	257,388	23,151	234,237					
短大卒	22	38.3	238,436	12,068	226,368					
高校卒	84	39.1	230,717	16,447	214,270					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係員	40	34.4	285,423	18,678	266,745					
大学卒	15	30.9	257,314	10,920	246,394					
短大卒	6	34.4	272,588	16,069	256,519					
高校卒	19	37.2	311,143	25,485	285,658					
中学卒	-	-	-	-	-					

その2 公民給与比較の対象外職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者, 上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	-	-	-	-	-	
	研究室(係)長	3	48.3	406,527	0	406,527	
	主任研究員	3	44.7	351,649	20,182	331,467	
	研究員	7	32.3	251,576	13,629	237,947	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	-	-	-	-	-	
	医科長	9	50.9	1,559,664	275,945	1,283,719	
	医師 歯科医師	14	40.8	782,378	91,704	690,674	
薬 局 関 係 職 種	薬局長	2	50.5	486,024	0	486,024	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	19	29.9	323,941	42,336	281,605	
	診療放射線技師	21	38.0	372,058	49,786	322,272	
	臨床検査技師	24	41.3	366,879	28,837	338,042	
	栄養士	17	40.6	272,654	19,246	253,408	
	理学療法士	71	29.2	254,974	7,117	247,857	
	作業療法士	43	31.4	265,555	7,920	257,635	
	総看護師長	4	53.0	491,241	9,265	481,976	
	看護師長	42	43.2	391,703	28,944	362,759	
	看護師 准看護師	136	34.9	313,845	41,700	272,145	
63	45.0	254,346	36,494	217,852			
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	8	58.5	684,836	0	684,836	
	大学教授	37	57.8	591,087	0	591,087	
	大学准教授	29	52.8	521,919	0	521,919	
	大学講師	19	43.2	424,938	0	424,938	
	大学助教	4	38.8	377,635	0	377,635	
	高等学校校長	x	x	x	x	x	
	高等学校教頭	6	56.0	518,779	28,650	490,129	
	高等学校主幹教諭	2	54.1	476,238	41,600	434,638	
高等学校指導教諭	-	-	-	-	-		
高等学校教諭	96	42.7	358,161	20,346	337,815		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
海 事 洋	遠	人	歳	円	円	円	航行区域に限定のない 総トン数20トン以上の船 舶の乗組員
	船長・機関長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
関 係 海	近						北緯63度から南緯11度 の間及び東経94度から 175度の間の水域を航行 区域とする総トン数20ト ン以上の船舶の乗組員
	船長・機関長	8	50.1	719,479	39,757	679,722	
	一等航海士・機関士	7	45.7	748,125	30,441	717,684	
	二等航海士・機関士	8	40.3	717,836	27,296	690,540	
	三等航海士・機関士	12	33.5	650,394	23,250	627,144	
	甲板長・操機長	3	52.7	796,889	31,161	765,728	
	甲板手・操機手	11	36.2	699,365	22,483	676,882	
職 種 平 水	沿						港内又は湾内を航行区 域とする総トン数5トン以 上の船舶の乗組員
	海						
	船長・機関長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	60.2	238,670	7,211	231,459	
	守 衛	5	57.0	393,844	47,591	346,253	
	用 務 員	-	-	-	-	-	

第18表 県内民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	規模計	38.0	(31.9)	(65.6)	(2.5)	62.0
	50人以上	74.9	(45.1)	(52.0)	(2.9)	25.1
	100人以上 50人未満	28.5	(18.8)	(78.7)	(2.5)	71.5
	50人以上 100人未満	11.1	(0.0)	(100.0)	(0.0)	88.9
高校卒	規模計	28.4	(41.8)	(58.2)	(0.0)	71.6
	50人以上	51.9	(60.8)	(39.2)	(0.0)	48.1
	100人以上 50人未満	20.3	(21.9)	(78.1)	(0.0)	79.7
	50人以上 100人未満	16.7	(25.0)	(75.0)	(0.0)	83.3

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第19表 県内民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係員	規模計	86.7	43.7	56.2	38.4	13.3
	50人以上	94.2	45.8	63.6	51.9	5.8
	100人以上 50人未満	86.1	50.2	49.7	30.5	13.9
	50人以上 100人未満	76.9	19.2	65.4	42.3	23.1
課長級	規模計	85.7	41.6	57.3	41.7	14.3
	50人以上	76.5	34.6	61.3	50.5	23.5
	100人以上 50人未満	91.1	52.8	51.5	35.0	8.9
	50人以上 100人未満	83.3	11.1	72.2	50.0	16.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 県内民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

家族手当制度がある	配偶者の収入による制限			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない		
89.0%	(91.3%)	[87.0%]	[13.0%]	(8.7%)	11.0%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を見直し予定がある	配偶者に対する家族手当を見直し予定がない
3.4%	96.6%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,239円
配偶者と子1人	18,152円
配偶者と子2人	21,731円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第21表 県内民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	51.2%
支 給 し な い	48.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	21,000円以上 22,000円未満

(注) 職員の住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	% 58.9	% 41.1	% 60.3	% 39.7	% 55.3	% 44.7
500人以上	49.3	50.7	48.2	51.8	46.7	53.3
100人以上 500人未満	64.7	35.3	67.2	32.8	61.6	38.4
50人以上 100人未満	55.2	44.8	55.9	44.1	50.2	49.8

第23表 県内民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参 考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	25.6%	25.6%	12.6%	12.6%
30%	31.1%	56.7%	15.8%	28.4%
29%	0.0%	56.7%	0.0%	28.4%
28%	0.0%	56.7%	0.0%	28.4%
27%	0.0%	56.7%	0.0%	28.4%
26%	1.6%	58.3%	1.6%	30.0%
25%	41.7%	100.0%	70.0%	100.0%

第24表 県内民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の状況

	公的年金が支給される同じ職種・職位のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	低い	
月例給与	88.1%	8.5%	3.4%	-
年間賞与	77.0%	6.1%	3.4%	13.5%
年間給与	85.5%	9.8%	4.7%	-

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

3 生 計 費 関 係

平成27年 4 月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食	料	費	……………	食料			
住	居	関	係	費	……………	住居，光熱・水道，家具・家事用品	
被	服	・	履	物	費	……………	被服及び履物
雑	費	I	……………	保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽			
雑	費	II	……………	その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）			

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成27年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数（全国）を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算出した平成27年4月の全国の標準生計費を、本県の平均4人値と全国平均4人値との比率で調整して算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成26年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 鹿児島市における費目別、世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 25,920	円 31,740	円 42,700	円 53,650	円 64,610
住居関係費	42,110	56,800	49,100	41,400	33,700
被服・履物費	3,750	4,710	6,200	7,690	9,170
雑費Ⅰ	23,460	31,620	48,030	64,450	80,860
雑費Ⅱ	15,460	31,590	36,060	40,510	44,980
計	110,700	156,460	182,090	207,700	233,320

(注) 標準生計費は、総務省の家計調査を基礎に算出した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数(全国)

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.443	0.596	0.749	0.901
住居関係費	1.094	0.946	0.797	0.649
被服・履物費	0.373	0.491	0.609	0.726
雑費Ⅰ	0.273	0.415	0.557	0.699
雑費Ⅱ	0.343	0.392	0.440	0.489

4 労働経済関係

第26表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数 (調査 産業計)	③ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	④ 完全 失業率 (季節 調整値)	⑤ きま つて 支給 する 給与 (調査産業計)				
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国		鹿 児 島 県		
					(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
平成25年度	2.1	0.0	0.97	3.9	289.5	△ 0.5	232.1	△ 1.4	
26年度	△ 0.9	0.5	1.11	3.5	290.8	0.3	231.6	△ 0.2	
平成26年4月	△ 1.7	0.4	1.08	3.6	294.9	0.1	235.1	△ 0.3	
5月		0.3	1.09	3.6	290.8	0.2	234.3	0.3	
6月		0.4	1.10	3.7	291.9	0.3	237.2	0.5	
7月		△ 0.5	0.5	1.10	3.7	291.9	0.6	232.5	0.2
8月			0.5	1.10	3.5	290.7	0.2	231.9	△ 0.6
9月			0.4	1.10	3.6	291.7	0.5	233.2	1.6
10月		0.3	0.3	1.10	3.5	292.9	0.2	233.4	△ 0.3
11月			0.3	1.12	3.5	292.4	0.1	234.1	1.2
12月			0.4	1.14	3.4	292.9	0.4	233.9	0.6
平成27年1月		(p)1.0	0.7	1.14	3.6	286.0	0.6	223.2	0.5
2月			0.9	1.15	3.5	285.6	0.2	225.7	1.0
3月			0.6	1.15	3.4	288.2	0.2	224.6	0.7
4月	1.0		1.17	3.3	292.5	0.5	228.3	0.0	
5月	0.9		1.19	3.3	286.8	0.0	223.9	△ 1.4	
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省				

- (注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。
 2 ①は平成17暦年連鎖価格, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成22年基準である。
 3 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ⑨の平成25年度, 26年度の欄は, それぞれ平成25暦年, 26暦年の数値である。

項目 年度 年月	⑥ 所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)				⑦ 総 実 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)		⑧ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)	
	全 国		鹿 児 島 県		全 国	鹿 児 島 県	全 国	鹿 児 島 県
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
平成25年度	264.6	△ 0.9	217.5	△ 1.5	149.5	152.0	12.6	9.1
26年度	265.4	0.2	215.5	△ 0.9	149.3	151.9	12.8	9.7
平成26年4月	268.3	△ 0.4	219.2	△ 1.0	153.5	155.2	13.4	9.7
5月	265.7	△ 0.1	219.1	△ 0.2	147.5	152.7	12.5	9.1
6月	266.9	0.1	222.0	△ 0.1	152.9	155.8	12.4	8.8
7月	266.6	0.3	217.2	△ 0.2	155.6	156.1	12.6	9.1
8月	266.2	0.1	216.4	△ 1.0	145.2	150.4	12.0	9.2
9月	267.3	0.4	216.6	0.7	148.2	152.9	12.4	9.0
10月	267.2	0.1	216.9	△ 0.9	153.7	156.4	12.8	9.6
11月	266.2	△ 0.1	217.4	0.4	149.1	152.5	13.0	9.8
12月	266.5	0.4	217.1	0.1	147.9	154.2	13.4	10.1
平成27年1月	260.8	0.5	206.5	△ 0.7	141.4	142.3	12.7	10.7
2月	260.5	0.2	209.1	△ 0.3	145.4	144.6	12.8	10.6
3月	262.9	0.4	209.0	0.3	150.4	149.4	13.3	10.3
4月	266.5	0.6	212.5	△ 0.1	155.8	153.2	13.4	10.3
5月	262.6	0.3	209.0	△ 1.7	143.0	144.2	12.5	10.2
資料出所	厚 生 労 働 省							

項目 年度 年月	⑨ 消費支出 (勤労者世帯)				⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
	全 国		鹿 児 島 市		全 国	鹿 児 島 市	前年度比・ 前年同月比 (%)
	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
平成25年度	318.7	1.4	338.2	2.2	0.9	0.7	1.9
26年度	318.7	0.0	327.5	△ 3.2	2.9	2.6	2.8
平成26年4月	329.5	△ 3.1	331.4	△ 18.3	3.4	2.8	4.2
5月	293.5	△ 4.7	317.1	△ 2.8	3.7	3.0	4.4
6月	296.0	△ 0.1	294.5	8.3	3.6	2.6	4.5
7月	311.5	0.5	339.3	△ 15.2	3.4	2.8	4.4
8月	306.1	△ 2.1	296.3	△ 7.6	3.3	2.7	4.0
9月	303.6	△ 3.5	309.0	0.7	3.2	2.8	3.6
10月	314.5	0.1	330.9	△ 1.3	2.9	2.7	2.9
11月	306.2	2.1	296.0	△ 10.7	2.4	2.2	2.6
12月	357.8	△ 0.1	352.0	△ 5.0	2.4	2.4	1.8
平成27年1月	320.0	△ 1.8	289.9	△ 9.4	2.4	2.2	0.3
2月	291.4	△ 1.1	277.5	△ 12.2	2.2	2.2	0.4
3月	352.2	△ 8.4	322.1	△ 24.7	2.3	2.4	0.7
4月	333.1	1.1	325.6	△ 1.7	0.6	1.2	△ 2.1
5月	317.2	8.1	336.1	6.0	0.5	1.1	△ 2.2
資料出所	総 務 省						日本銀行

5 人事院の報告及び勧告の概要

給与勧告

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率87.7%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

- 民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与408,996円 平均年齢43.5歳]
[俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円]
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数 4.10月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

- ② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当 勤勉手当	1.225月 (支給済み) 0.75月 (支給済み)	1.375月 (改定なし) 0.85月 (現行0.75月)
28年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.225月 0.80月	1.375月 0.80月

[実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

III 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

勤務時間に関する勧告

○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（平成28年4月実施）

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

公務員人事管理に関する報告

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、服務管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応